The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	百済武寧王と王妃の喪葬礼 : 殯と仮埋葬を中心に
Author(s)	李, 壮雄; 村上, 菜菜
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築　王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 35-73
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100670
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

百済武寧王と王妃の喪葬礼―殯と仮埋葬を中心に―

李壮雄

Ⅰ. はじめに
Ⅱ. 武寧王陵の墓券に見える喪葬礼
Ⅲ. 百済漢城期における王陵の喪葬礼と熊津期の祭壇遺跡
Ⅳ. 高句麗と百済の殯葬
Ⅴ. 日本の殯儀礼と百済の武寧王陵
Ⅵ. 武寧王と王妃の「埋殯」の推定と泗沘期への継承
Ⅶ. おわりに

【論文要旨】

本稿は、武寧王と王妃の喪葬礼について、墓誌石と文献史料、さらには古墳などの考古学的な成果を活用しつつ検討した。従来、武寧王と武寧王妃の喪葬礼は満 27 か月で、これは服喪期間かつ殯の期間でもあり、百済の特徴として言及されてきた。

ところが近年では、武寧王陵の墓制と副葬品が中国的であることから、喪葬礼までも完全に中国的であったという見解が提起されている。しかし、百済地域の石棺墓は、従来の木棺墓と木槨墓の葬法が残存した状態で、墓の構造のみを横口式、材料だけを石に変えた事例が多い。ゆえに筆者は、墓の築造方法と副葬品が中国式に変わったとしても、喪葬礼までもすぐに中国式になったとみるのは問題があると考える。そこで、武寧王陵と同時期かつ近隣の葬礼、とくに百済の特徴とみられる殯と仮埋葬に焦点をあて検討してみた。結果、『翰苑』所引の『括地志』に記された「山中 埋殯」こそ、百済の喪葬礼が山で長期間にわたって仮埋葬する殯を行った様子をよく示す史料であることが分かった。

Ⅰ. はじめに

喪葬礼は生者が死者に行う遺体処理と死霊の再生に関連する儀礼で[1]、そこには消滅する遺体に対する愛着と恐怖という矛盾する感情がともに反映されている。

中国では、人間の霊魂が魂と魄から成り、死ねば魂は天に昇り、魄は地に還ると信じた。こうした二元的な霊魂観に基づき、「神魂」は神主に宿り宗廟（祠堂）にまつり、「体魄」は

[1] 喪は死んだ人に対する哀悼を表す行為を、葬は埋葬行為を意味し、喪葬は葬送を包括する広い概念であるという(権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」、『韓国古代史研究』20、2000 年、6 頁)。

墓にまつり、祭祀［墓祭］を執り行ったという。商周時代の祖霊祭祀は、墓と関係せず、宗廟で行われた。しかし秦漢時代以降の祖霊祭祀は、儒教的な孝観念が拡散されるにつれ、次第に墓祭が重視される傾向があらわれ、古墳の型式や陵寝制度の変化とともに大きく変遷したとされる[2]。ゆえに前漢までは、各皇帝の陵墓のそばに廟を建てる陵旁立廟の伝統があった。

しかし、後漢になると、太祖廟のみを建てそのなかを幾室に仕切って、後裔の皇帝たちの神主を一緒にまつる同堂異室の宗廟制度が始まった。すなわち後漢では、光武帝の建武 2 年（26）正月に、雒陽の高廟を四時にまつり、高帝を太祖、文帝を太宗、武帝を世宗と追尊して合祀した。ほかの前漢の皇帝たちは、春正月・夏 4 月・秋 7 月・冬 10 月と臘月にまつり、1 年に 5 回の祭祀を行った[3]。翌年には、光武帝の実父である南頓令・劉欽など 4 代祖のために、四親廟を建てた。後漢の第 2 代皇帝・明帝以後に確立した同堂異室では、光武帝をまつる世祖廟のみを建て、そのなかに幾室を設け、後裔の皇帝たちの神主を重ねて安置した。以後、魏文帝の黄初 3 年（222）における詔勅によって、陵墓に寝殿を建てる伝統が完全に廃止され[4]、同堂異室は魏晋隋唐の各王朝に継承された[5]。

日本では、肉体と霊魂が死後に分離すると考え、霊魂は荒魂（不浄な存在）から和魂（浄化された存在）に昇華し、祖先神として子孫を保護し福をもたらす守護神になるという観念が喪葬礼に投影されている[6]。したがって、古墳は死者の肉体を埋葬する場であると同時に、霊魂の昇華のために死霊を鎮魂し供養する場でもあった。古墳時代の前方後円墳において、前方の方墳が生者によって霊魂を昇華させるための鎮魂がなされる場であったなら、後方の円墳は死者の肉体を埋葬する場所であった。こうした観念が発展し、生者が供養する場所と、死者が埋葬される場所を分離する両墓制が現れた。

百済の喪葬礼、および古墳祭祀に関する記録は多くはない。そのような状況下、盗掘されていない完全な形で武寧王陵が発掘され、さらには墓券（誌石と買地券）が発見されたことで、百済の葬送礼を推定できる好適な史料が追加された。これにより、武寧王と王妃の葬送礼は「崩→小殮（衣服の着替え）→大殮（入棺）→殯（西の土地に仮埋葬）→大墓に本葬」

---

[2] 巫鴻（訳：金秉駿）「宗廟、宮殿そして墓」（『瞬間と永遠』所収、アカネット、2001 年）。楊寛（訳：張寅成・任大熙）『中国歴代の陵寝制度』（書景文化社、2005 年）。黄曉芬（訳：金龍星）「宗廟祭祀から墳墓祭祀へ」（『漢代の墓とその祭祀の起源』、学研文化社、2006 年）。

[3] 『後漢書』巻 99・志 9・祭祀下 宗廟「光武帝建武二年正月、立高廟于雒陽。四時祫祀、高帝為太祖、文帝為太宗、武帝為世宗、如旧。余帝四時、春以正月、夏以四月、秋以七月、冬以十月及臘、一歳五祀。」

[4] 『三国志』巻 2・魏書 2・文帝紀 黄初 3 年 10 月甲子条「表首陽山東為寿陵、作終制曰、礼、 国君即位為椑、存不忘亡也。昔堯葬穀林、通樹之。禹葬会稽、農不易畝。故葬於山林、則合乎山林。封樹之制、非上古也。吾無取焉。寿陵因山為体、無為封樹。無立寝殿、造園邑、通神道。」

[5] 金容天「後漢時代の廟議と宗法観念」（『中国古中世史研究』17、2007 年）89~92 頁。

[6] 金厚蓮「古代日本人の葬送儀礼」（『比較民俗学』23、2002)372 頁。

の順序で行われ、殯の期間が居喪（服喪）期間と同じく 3 年(満 27 か月)であると解された。

一方で、居喪期間が長期に及ぶ殯の期間を意味するのかという問題があり、また仮埋葬について中国の礼制の普遍性と百済の特殊性のいずれを認めるべきかといった議論がある。すなわち近年、武寧王陵の喪葬礼を中国の礼制の普遍性に照らしつつ検討することで、通説とは異なり、殯の実施を認めない見解が提起されている。武寧王と王妃の葬礼は、三年喪が適用された中国の儒教式のものであったから、満 27 か月は殯の期間ではなく、中国と同じく「服喪」期間であったというわけである[7]。さらに、中国墓誌の検討を踏まえ、武寧王妃の墓誌銘に記された「居喪」は殯の意味ではなく遺族の喪を示す語で、「改葬還大墓」の「改葬」は一度埋めた棺を再び葬ることを意味するから、遺族が服喪を終えた後、王陵付近に埋葬された王妃の棺を取り出し、王陵に改めて埋葬(王と合葬)したと解する見解が出された[8]。

近年、武寧王陵に関しては、中国の影響という側面のみが強調される傾向にある[9]。磚築墳の建築は中国の技術者が設計したもので、陶磁器などの多くの遺物が中国的である点は確かである。だが、中国の外皮を被せたからといって、喪葬礼まですべてが中国的であったと判断するのは[10]無理があると考える。例えば、百済地域の石槨墓は従来の木棺墓と木槨墓の葬法が残存したままで、墓の構造を横口式にし、材料を石に変えただけの事例が多い。こうした事例から、墓制が変化したとしても、より伝統性が強い喪葬礼は従来の方法を継承したことが確認されている[11]。

したがって筆者は、武寧王陵を造営する過程において、古墳の型式は最新の流行を採用し、中国の技術者の監督下で磚築墳を受容、副葬品も中国的にした。しかし、喪葬礼は百済固有の伝統を維持したものと考える。また、6 世紀に完成した日本の殯と誄の儀礼が百済系渡来人によって受容されたことを踏まえれば[12]、百済の喪葬礼は中国の事例からではなく、むしろ百済の影響を受けた日本の喪葬礼を通じて検討する必要があろう。そこで本稿では、中国の礼制のみならず、日本の事例をはじめとする韓国古代の喪葬礼に関する断片的な記録を、武寧王陵の喪葬礼を理解するための資料として利用する。

Ⅱ. 武寧王陵の墓券に見える喪葬礼

A-① 寧東大将軍百済斯麻王は、62 歳になる癸卯年(523) 5 月(丙戌が朔日である) 7 日

---

[7] 李炳鎬「熊津・泗沘期百済王室の祖先祭祀の変遷」(『先史と古代』55、2018 年)。

[8] 稲田奈津子「日本古代墓誌と韓国、そして武寧王陵誌石」(『百済学報』26、2018 年)。

[9] 権五栄『東アジア文明交流史の光 武寧王陵』(トルペゲ、2005 年)。張守男「武寧王陵 買地券の起源と受用背景」(『百済研究』54、2011 年)。

[10] 李炳鎬、前掲論文 2018 年。

[11] 姜元杓『百済の喪葬儀礼の研究―古墳埋葬プロセスを中心に―』(高麗大学校博士学位論文、2016 年)149~150 頁。

[12] 和田萃「殯の基礎的考察」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上』所収、塙書房、1995 年)34 頁。

壬申に崩御された。乙巳年(525)8 月(癸酉が朔日である)12 日甲申に登冠大墓に安置し、記録することを左のようにしておく[13]。

A-② 丙午年(526)11 月に百済国王大妃が寿命が尽きお亡くなりになった。酉地(正西方)で居喪し、己酉年(529)2 月(癸未が朔日である)12 日甲午に改葬し大墓に還った。左のように記録する[14]。

A-③ 銭 1 万文、右 1 件。乙巳年(525)8 月 12 日、寧東大将軍百済斯麻王は上記の金額で、土王・土伯・土父母、上下二千石秩の諸官吏らに問い、申地(南西方向の土地)を買い取り墓を作ったので、文書を作り明証とする。律令に従わない[15]。

A-①「武寧王誌石」によれば、武寧王は癸卯年(523)5 月 7 日に 62 歳で崩御し、乙巳年(525)8 月 12 日に登冠大墓(家族共同墓地)に安置された。A-②「武寧王妃誌石」によれば、武寧王妃は丙午年(526)11 月に酉地で居喪し、己酉年(529)2 月 12 日に改葬し大墓に還った。

武寧王陵は百済の公州宋山里古墳群に位置するが、その立地を中国南北朝の陵と比較してみよう。北朝の北魏では、大同方山にある馮太后の永固陵と孝文帝の寿陵万年堂が、長い稜線の南北に列をなして分布する[16]。南朝では、『建康実録』などの記録をみるに、家族葬祭を多く行っており、東晋での南京老虎山顔氏墓群・象山王氏墓群・呂家山李氏家族墓群・江蘇宜興朱氏墓群などにおいて、世家大族の家族葬が多く確認できるという特徴がある。とりわけ、象山王氏家族墓群は、百済の宋山里と陵山里の古墳群とよく似ている[17]。

南朝の墓は、風水説に立脚して立地を設定しつつ、大きな封墳を造成しない。蕭氏皇室墓(斉と梁の皇帝の家郷である丹陽に所在)でも家族葬が盛んに行われた。百済の武寧王陵はこれら南朝の墓と相似する立地条件と構成をみせているから、墓券に記された大墓も家族共同墓地と把握でき、また登冠はこのような大墓が立地した地名と解釈できよう[18]。

武寧王陵の墓券によれば、武寧王と武寧王妃の喪葬礼の期間は満 27 か月であるが[19]、こ

---

[13] 「武寧王陵誌石(王)」「寧東大将軍百済斯麻王、年六十二歳、癸卯年五月丙戌朔七日壬辰崩。到乙巳年八月癸酉朔十二日甲申 安厝登冠大墓、立志如左。」

[14] 「武寧王陵誌石(王妃)」「丙午年十一月、百済国王大妃寿終。居喪在酉地、己酉年二月癸未朔十二日甲午、改葬還大墓。立志如左。」

[15] 「武寧王陵買地券」「錢一万文、右一件。乙巳年八月十二日、寧東大将軍百済斯麻王、 以前件錢、詢土王土伯土父母上下衆官二千石、買申地為墓、故立券為明。不従律令。」

[16] 梁銀景「陵寝制度を通じてみた高句麗・百済陵寺の性格と特徴」(『高句麗渤海研究』47、2013 年)78 頁。

[17] 金龍星「百済後期の陵墓と陵園の特性」(『文化財』47-2、2014 年)77 頁。

[18] 任昌淳「買地券に対する考察」(『武寧王陵 発掘調査報告書』、文化公報部文化財管理局、1973 年)57 頁。金泰植「百済武寧王陵の『登冠大墓』再考」(『CHINA 研究』7、2009 年)。

[19] 筆者は閏月を計算に含めず、武寧王と王妃の喪葬礼の期間は満 27 か月（韓国式では 28 か月）と把握した。

れは服喪期間でありつつ、殯の期間ともみることができる。武寧王陵で最も特徴的であるのは、王と王妃ともに満 27 か月にわたって殯葬する、すなわち三年喪を行ったことである。

武寧王陵の墓誌石に見える暦法と喪葬礼の期間については、『周書』と『隋書』に百済が元嘉暦を使用したとあるため[20]、これに依るのが一般的であった。ところが、武寧王の時期には元嘉暦ではなく大明暦を使用したとする説が提起された。しかし依然として、元嘉暦が使用されたとする従来の見解が正しいとする主張もある。まず金一権は、自説[21]を補強しつつ、武寧王陵の墓誌石に宋の元嘉暦が適用されたという通説は論理的な飛躍があり、また日本の古代史学界の先入観が生んだ誤りであると論じた。そのうえで氏は、墓誌石が武寧王と冊封関係を結んだ梁武帝の頒布した大明暦の暦日と符合すると再論した[22]。

これに対して崔珉熙は、武寧王と王妃の喪葬礼の期間に閏月が含まれ、王妃の場合は暦法によって閏月の位置が変わってくる点に注目しつつ、百済で武寧王と王妃の喪葬礼が行われた時期には大明暦ではなく、元嘉暦が使用された可能性がより高いとした。さらに氏は、百済における喪葬礼の期間は、25 か月または 27 か月である中国とは異なり、百済独自の満 28 か月(中国式では 29 か月)であると推定した[23]。

中国の三年喪は殯葬の期間ではなく服喪期間である。その期間をめぐっては、鄭玄の 27 か月説と王肅の 25 か月説のあいだで熾烈な議論が展開されたが、南朝では 25 か月説が支配的であった。『礼記』王制には、「天子は 7 日目に殯をし、7 カ月目に葬り、諸侯は 5 日目に殯をし、5 か月目に葬り、大夫・士・庶人は 3 日目に殯をし、3 か月目に葬る」とある[24]。『礼記』檀弓上によれば、「窓の下で飯をし、戸の内で小斂をし、阼(東階)で大斂をし、客位(西階の上)で殯をし、庭で祖(埋葬する前に送る礼)をし、墓に葬る」という[25]。

このように、中国の礼制において、殯宮にまつった期間は天子が 7 か月、諸侯が 5 か月であったので、中国南朝では殯葬を長く行うことはなかった。南京の富貴山出土の墓碣によると、東晋の恭帝は、宋永初 2 年(421)9 月に亡くなり 11 月に葬られた。このほか、南朝の皇帝の殯葬期間は斉高帝の蕭道成(在位 479～482)が約 45 日、陳文帝の陳蒨(在位 559～566)が 54 日、陳宣帝の陳頊(在位 568～582)が 40 日などと一定しないものの、おおよそ 1 年未満である[26]。これらの事例を踏まえ、中国南朝の大きな影響を受けつつ造営された武寧王陵

---

[20] 『周書』巻 49・列伝 41・異域上 百済「用宋元嘉暦、以建寅月為歳首。」『隋書』巻 81・列伝 46・東夷百済「行宋元嘉暦、以建寅月為歳首。」

[21] 金一権「百済の暦法制度と干支暦日の問題についての考察」(『百済文化史大系 11 百済の社会経済と科学技術』所収、忠南歴史文化研究院、2007 年)。

[22] 金一権「武寧王陵墓誌石の大明暦使用の問題と『百済本紀』日食記録の暦日についての再検討」(『百済学報』26、2018 年)。

[23] 崔珉熙「武寧王陵墓誌石に使用された暦法と喪葬礼の期間」(『百済研究』67、2018 年)。

[24] 『礼記』王制「天子七日而殯、七月而葬、諸侯五日而殯、五月而葬、大夫･士･庶人、 三日而殯、三月而葬」

[25] 『礼記』檀弓上「飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓」

[26] 権五栄「喪葬制を中心とした武寧王陵と南朝墓の比較」(『百済文化』31、2002 年) 58~59 頁。

で、満 27 か月の殯葬が行われたという点に否定的な見解が出されたのである。

満 27 か月にわたる殯を行った後、遺体を墓に移葬したならば、遺体はひどく腐敗したであろう。よって、後掲 E-③の東沃沮のように骨だけ取り出して木棺に新しく安置したのか(洗骨葬)。あるいは、殯の後に遺体が入った木棺をそのまま運柩し安置したのか、墓内に木棺を先に安置した後に遺体だけを移したのかといった問題がある。先行研究では、武寧王の木棺内部の遺物が多く移されていた点を指摘し、殯殿から大墓に木棺をそのまま運柩した可能性が高いとする見方がある[27]。

従来、武寧王と王妃が長期間の殯を経たことの証左として言及されたのが、公山城の西側、かつ錦江南側の突出丘陵に位置する艇止山遺跡である。「武寧王妃誌石」は喪が酉地(西側)にあるとし、買地券は王陵が申地方向(南西側)にあると記す。武寧王陵と艇止山の方向は、公山城を基準にすると南西と正西にあたるので、ともに方向が一致するというわけである。

艇止山遺跡は丘陵頂上部の中央にある瓦葺建物を中心として、その東側に大壁建物 3 基が三角形に配置されており、これらは木柵列で囲まれ他の空間と区分けされている。さらに、祭祀と関連する器台・三足土器・蓋坏・赤褐色の高坏・土製燈盞・斜格子紋塼などが発見され、本遺跡は国家次元の祭儀施設もしくは殯殿の役割を果たしたと推定された[28]。また、暗渠施設・多数の床面の柱穴・瓦管による内部施設・木炭層が発見されたことから、殯殿の遺体腐敗を防ぐための氷を貯蔵した氷庫を想定する見解もある[29]。

他方で、艇止山遺跡は百済の熊津遷都後に王室で天祭を挙行した場所という推測もある[30]。武寧王の殯殿跡とのみ判断するには規模が大きく、また確実に祭祀遺跡であることから、天地神たる建邦之神に対する祭祀跡と解釈することもできるという[31]。

ところが最近、周辺の遺跡調査が増加したことで、艇止山遺跡に特殊性を見出すことが難しいという見解が出された。すなわち、艇止山遺跡における堀立柱建物跡や大型建物跡は、百済の建物跡としての普遍性を有するという[32]。加えて、艇止山遺跡を殯所に比定する根拠となった氷庫施設についても、世宗市や扶余で同様の遺構が発掘されたため決定的な証拠とするのは難しく、その建物配置が扶余青山城の遺跡と似ていることから、殯殿説を否定し軍事施設に比定する見解もある[33]。

実際に、他国と比較してみると、艇止山遺跡のように殯殿を山頂に設けた事例はない。他国の殯殿は、弔問の便利性のために王宮正殿の庭(南庭)に設置するのが原則であった。中国

---

[27] 権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」(『韓国古代史研究』20、2000 年)15~16 頁。

[28] 国立公州博物館・(株)現代建設『艇止山』、1999 年、221 頁。

[29] 金吉植「氷庫を通じてみた公州艇止山遺跡の性格」(『考古学誌』12、2001 年)66~ 68 頁。

[30] 李南奭『(済・羅会盟址)就利山』(公州大学校博物館・忠清南道公州市、1998 年)15 頁。

[31] 李壮雄「百済熊津期の『建邦之神』祭祀と聖王代の儒教式天観念」(『韓国古代史探究』 26、2017 年)95 頁。

[32] 李南奭・李賢淑「百済の喪葬儀礼の研究―錦江流域の喪葬儀礼遺跡の意味―」(『百済文化』54、2016 年)13 頁。

[33] 李炳鎬、前掲論文 2018 年、15 頁。

の場合、皇帝の居喪のための殯殿は太極殿の西階にあった。皇帝以外にも同姓の王・公・主は太極殿の東堂で、異姓の公・候・都督や皇帝の親族・大臣は朝堂で殯を行った。

中国では、三国時代の魏文帝が鄴から洛陽に遷都したとき、大朝である太極殿と東・西堂が造られた。その後、南北朝時代にも東・西堂は築造された。当時の東・西堂は太極殿とともに区域内にあり、その方向は太極殿と同じく南向きである。魏と西晋代には、東堂が朝見・聴政の場で、西堂は皇帝の居所として使用された。しかし、宋代になって東・西堂の居住機能は完全に廃止され、儀式と聴政の場に変わった。『晋書』巻 32・列伝 2・后妃下・孝武文李太后条には、西堂に廬を設置して殯礼を行った様子が記録されている[34]。

日本でも、飛鳥～奈良時代の殯は宮廷で行われたことが確認できる。『万葉集』の挽歌の分析を通じて、埋葬地付近では殯をしなかったことは明らかである。『日本書紀』に見える殯宮・喪屋も墳墓付近ではなく、多くの場合が居住区域である王宮と近い場所に設置され、なおかつ殯の期間はかなり短かったという研究もある[35]。加えて、百済が梁と積極的に交流しつつ、同時に易経・書経・詩経・春秋・礼記といった経学に詳しい五経博士を日本に派遣した点から、日本は中国の儒教式の喪葬礼をよく知った上で継受したという見解が提起された[36]。

韓国でも、新羅末に宮闕の西堂で景哀王に対する殯が行われたことが、『三国史記』巻 12・新羅本紀 12・敬順王元年(927)条に伝えられている[37]。さらに、新羅の宮闕に存在した西堂も太極殿の横に位置し、補助的な役割を果たした殿堂と比定された[38]。

しかし、これは唐の五礼を積極的に受容した新羅末の状況である。百済が埋葬地付近で殯を行わず、殯の期間も中国の喪葬礼のように短かったとする見解は、後掲の史料を考慮しないまま、中国の儒教式の喪葬礼の原則にだけ注目したものである。

さらに近年では、「権殯(仮埋葬)」を終え「改葬」する際、柩を探しあてられないことに備えて刻まれた唐の墓誌銘と[39]、先に死去した夫の墓地付近に夫人を仮埋葬し後から合葬した唐の墓誌銘[40]を取り上げつつ、武寧王妃も「改葬」前に満 27 か月のあいだ殯殿に安置されたのではなく、夫の墓地付近に臨時に仮埋葬され、居喪(服喪)期間を終えた後に、吉時を

---

[34] 『晋書』巻 32・列伝 2・后妃下・孝武文李太后「隆安四年、崩于含章殿、朝議疑其服制。…皇后及百官皆服斉衰朞、永安皇后一挙哀、於是設廬於西堂。凶儀施于神獣門、葬修平陵、神主祔于宣太后廟。」

[35] 田中良之「殯再考」(『福岡大学考古学論集』所収、小田富士雄先生退職記念事業会、2004 年)。李炳鎬、前掲論文 2018 年、15 頁。

[36] 李炳鎬、前掲論文 2018 年、15～17 頁。

[37] 『三国史記』巻 12・新羅本紀 12・敬順王元年「敬順王立。…為甄萱所挙即位。挙前王屍殯於西堂、与群下慟哭」

[38] 梁正錫『韓国古代の正殿の系譜と都城制』(書景文化社、2008 年)51~68 頁。

[39] 「大唐故右衛左中侯上柱国任(明)府君墓誌」(718)「以其年八月十一日、権殯於洛陽県上東郷原、礼也。恐改葬未遂、陵谷遷移、故於玄堂門側、鐫此石記。嗚呼哀哉。」

[40]「大唐故雅州名山県尉王(大義)府君墓誌」(721)「先天元年十二月七日寝疾、卒於私第、 権殯墳側。今以吉辰合葬附於旧塋、礼也。」

選び合葬されたとする見解も提起されている[41]。

A-③「武寧王陵買地券」によれば、地上の王のほかに地下世界を管掌する神が存在し、そこにも独自の官僚体系があると考えられていた。ゆえに、武寧王の死から3年後の乙巳年(525)、地下の世界を管掌する神の怒りを慰めるため、墓として利用する土地を買うという名目で、土王だけでなくその父母、王を補佐する官吏にまで交渉した。武寧王と王妃は、その代金として、実際に中国で流通していた鉄製の五銖錢を90個ほど置いた。土地代として支払った金額が1万文であったから、五銖錢1個あたり約100文であったことが分かる。

慶州朝陽洞・昌原茶戸里・大邱八達洞・慶山新垈里など、嶺南地域における紀元前後の木棺墓からは、遺体の腰元に置かれた武器・農工具・銅鏡といった威信財、土器などの遺物が埋められた要坑が発見された。墓壙を掘り木棺を安置する前に遺物が埋納された点からして、要坑は地神に対する祭儀空間と解される[42]。茶戸里の要坑で出土した漢鏡・五銖錢・筆・漆器・雲母などは、中国漢代の来世観の影響を伝えるものであるが、なかでも1号木棺墓の要坑からは五銖錢が3点、104号木棺墓の要坑からは半両銭1点が発見されており、武寧王陵の五銖錢との比較資料として注目される。

武寧王陵の買地券は、中国道教の買地券の風習に倣ったものと考えるのが一般的である[43]。ただ「不従律令」に関しては、南朝の買地券の多くが文末を「如律令」や「急急如律令」で締めたこととは異なるため、百済の独自性が反映された部分として注目されてきた。ところが、南京西善橋輔国将軍墓誌の27行に見える「氏得 私約不従候令」の「候」を「律」の誤記とし、「不従律令」は南朝の梁でも使われていた表現とする見解が出された[44]。以後、「不従律令」も梁の影響とみる傾向が強い。しかし、南京西善橋輔国将軍墓誌は最後の28行が「王買地以記」で終わることから買地券の性格を有すると把握されているが[45]、「王買地以記」を除いてはほかの買地券で使われる表現は見当たらない。また「氏得 私約不従候令」の表現は、最後の行ではなく27行に言及されたものであるため、武寧王陵の買地券との比較対象としては適切ではないだろう。

最近、武寧王と王妃の誌石、および買地券の再判読が行われた。これにより、武寧王誌石の最後の文字は「爾」で、武寧王妃誌石の「大妃」と判読されてきた文字は「太妃」であることが明らかになった。買地券においては、「百済斯麻」の次は「王」ではなく「主」で、「訟」「詣」「詣」「詢」などと判読された文字は「詢」であることが確定した。さらに、「衆官」の前の文字は「上下」ではなく「土下」であった。これらの判読に基づけば、武寧王の葬礼のための土地を買う際、百済国王たる斯麻が主体になったがゆえ、百姓に及ぼすもので

---

41 稲田奈津子、前掲論文2018年、232~234頁。

42 キム・ジンソン「嶺南地域における木棺墓の腰坑の研究」(啓明大学校歴史考古学科碩士学位論文、2016年)。

43 金英心「武寧王陵に具現された道教的世界観」(『韓国思想史学』40、2012年)225~228頁。

44 権五栄「喪葬制を中心とした武寧王陵と南朝墓の比較」(『百済文化』31、2002年) 54頁。

45 権五栄、前掲論文2002年、61頁。

ある律令には依らなくてもよいという意味で「不従律令」と表現したと解釈された[46]。

南朝墓は夫婦合葬を基本としつつ、その遺体は長軸と平行に安置され、羨道側に頭を置いている。この配置は武寧王陵と同一である。ただ、武寧王陵は正面から見て、王が右側、王妃が左側に安置されたが、南朝の象山墓の場合は羨道から見て男性が左側に安置されたので武寧王陵と反対である。礼制に忠実に従った朝鮮時代の葬礼では、男性は左側、女性が右側であった。このような点も、武寧王陵が中国の礼制に充実に従わなかった事例といえよう。

ところで、武寧王陵と同様に、長期間の殯の実施を窺える高句麗流民の墓誌が発見されており注目される。

「高乙徳墓誌」拓本

B. 聖暦2年(699)2月8日に至り、遂に任地で病を患い床に臥せ亡くなり、歳が82歳であった。私第に権殯した。大足元年(701)9月28日に至り、杜陵の北に発墳し合

[46] 金栄官「百済武寧王陵出土誌石と買地券の判読再考」(『韓国古代史探究』30、2018年)。

葬し、礼に適う[47]。

B は高句麗流民である高乙徳の墓誌である。彼は 699 年 2 月 8 日に任地で死亡し私第(私邸)にて権殯(殯葬)した後、701 年 9 月 28 日に杜陵の北にて墳を造り合葬したという。これは、私邸で満 2 年 7 か月を超える期間、殯を行った様子を伝えるものである。後に検討する H-②『隋書』百済条には、百済の喪制が高句麗と同一であると記録されているから、高句麗滅亡を前後する時期に活動し唐で死亡した高乙徳の事例は参考になる。

Ⅲ. 百済漢城期における王陵の喪葬礼と熊津期の祭壇遺跡

筆者は、百済熊津期の武寧王陵が中国の外皮を受容したとしても、そこで行われた喪葬礼は漢城期から続く百済固有の喪葬礼だった可能性が高いという立場をとる。本章では、熊津期以前、漢城期の王室の墓制として知られる積石塚の喪葬礼の様相を検討してみよう。

C 聖王の骸骨は露地に仮埋葬［權攢］されている。〈中略〉また、郁里河で大石を掘り、槨を作り父の遺骨を埋葬した[48]。

C『三国史記』百済本紀・蓋鹵王 21 年(475)条は、王の喪葬礼を類推できる記事である。この記録は、高句麗の長寿王による漢城陥落を説明しつつ、それ以前に高句麗の諜者であった道琳が蓋鹵王に接近したことを伝える文脈で記された。道琳は、先王(毗有王)の遺骨が特別な施設を伴わない露地に仮埋葬(権攢)されていることを指摘した。そこで蓋鹵王は、郁里河で大石を掘り槨を作って父の骨を埋葬した。この王陵の修復記事をめぐっては、毗有王の死が異常であり、蓋鹵王が政変を起こし王位についた可能性が高いという意味のみが解釈されてきた[49]。他方で、蓋鹵王の初期における喪葬礼の事例、すなわち 3 年後に吉日を選び埋葬するまでの殯葬や仮埋葬の風習を伝える史料とみることもできよう。

先に検討した B 高句麗流民「高乙徳墓誌」は、「権殯」という用語が見え、百済漢城期の最後の王である蓋鹵王の父・毗有王の喪葬礼と関連する。とりわけ C は、これと似た用語である「権攢」が使用されており注目される。

「権」は「変通」もしくは「暫且」を意味し、「攢」は「正式に安葬する前に臨時に棺を置くこと(停放棺木、暫時不葬)」の意味で、殯のような意味を示す。これを踏まえ、蓋鹵王

47「大周冠軍大将軍行左清道率府頻陽折衝都尉高乙徳墓誌幷序(高乙徳墓誌)」「至聖暦二年二月八日、遂於所任枕疾而終、春秋八十有二。権殯私弟、至大足元年九月廿八日、発墳於杜陵之北、合葬、礼也。」

48 『三国史記』巻 25・百済本紀 3・蓋鹵王 21 年(475)「先王之骸骨、権攢於露地。…又取大石於郁里河、作槨以葬父骨。」

49 千寛宇「三韓考 3 部－三韓の国家形成－」(『韓国学報』2･3、1976 年)。同『古朝鮮史･三韓史研究』(一潮閣、1989 年) 330 頁。以下では、これら見解に依拠するところが多かった。

の即位から間もない頃における父王・毗有王の「攢殯」について、正式な王陵に安葬した、あるいは侘しかった初葬を改葬したという状況が想定できる上、大石で作った槨は積石塚に比定できるという[50]。ただし、「作槨」は中国では横穴式石室墳を指すのが一般的である。百済漢城期の末には横穴式石室墳は既に受容されていたので、「作槨」はこれを意味する可能性もある[51]。

そうであるならば、百済漢城期の王陵である石村洞積石塚において「権攢(権殯)」の実施を見出せるであろうか。以下で検討しよう。

石村洞 2 号墳と 4 号墳は、内部を粘土で築き、外部に石を積み重ねることで階段式の墳丘を形成している。方形の平面・階段状の墳丘・墳丘基礎部を囲む支石・瓦と瓦当が出土した点などは、高句麗の積石塚と非常に似ている。さらに 2 号墳と 4 号墳が、高句麗の将軍塚や太王陵のように、階段墳丘の上部を土で覆い、その上に瓦を載せた姿であったと想定する見解がある[52]。このような古墳上部の施設については、次の記録が参考になる。

D. 宗廟の制度は古人が人君の居所とし、前には朝を、後ろには寝を置いた。死亡すれば前には朝になぞらえ廟を置き、後ろには寝になぞらえ寝を置いた。廟には神主を昭穆に従って配列した。寝には衣冠・几杖・日常[相生]の道具があり、総じて宮という。〈中略〉古くは墓祭がなかったが、秦始皇が寝を作り墓の側に置いた。漢はこれを改めなかった。故に今、陵の上にある建物を寝殿と称し、起居・衣冠・象生を備えているのはみな古くは寝の意味である[53]。

D は、後漢のとき蔡邕が著した『独断』の宗廟と陵寝に関する記述である。秦漢の時期には、陵の周辺に宗廟の如く寝を造営し、墓主の衣冠と生活用品を置き、陵上に寝殿が設置されたことが窺える。これと同一の内容は、『後漢書』と『宋書』にも記録されている[54]。

---

[50] 朴淳発「百済漢城期の都城と墓域の問題」(『百済学研究叢書 争点百済史 10 漢城百済史の再考』所収、漢城百済博物館、2017 年) 126~129 頁。

[51] 姜元杓、前掲論文 2016 年、104 頁。

[52] 姜賢淑「高句麗の石室階段積石塚と比較してみた石村洞積石塚の原型推論」(『百済初期の古墳の起源と系統』所収、漢城百済博物館、2017 年) 85 頁。

[53] 『独断』巻下「宗廟之制、古学以為人君之居、前有朝後有寝。終則前制廟以象朝後制寝以象寝。廟以蔵主列昭穆。寝有衣冠几杖象生之具、総謂之宮。…古不墓祭、至秦始皇出寝、起之於墓側。漢因而不改、故今陵上称寝殿、有起居衣冠象生之備、皆古寝之意也。」

[54] 『後漢書』巻 99・志 9 祭祀下「古不墓祭、漢諸陵皆有園寝、承秦所為也。説者以為古宗廟前制廟、後制寝、以象人之居前有朝、後有寝也。月令有先薦寝廟、詩称寝廟弈弈言相通也。廟以蔵主、以四時祭、寝有衣冠几杖象生之具、以薦新物。秦始出寝、起於墓側、漢因而弗改。故陵上称寝殿、起居衣服象生人之具、古寝之意也。」『宋書』巻 16・志 6・ 礼 3「漢氏諸陵皆有園寝者、承秦所為也。説者以為古前廟後寝、以象人君、前有朝、後有寝也。廟以蔵主、四時祭祀、寝有衣冠象生之具以薦新。秦始出寝起於墓側、漢因弗改。陵上称寝殿、象生之具、古寝之意也。」

陵に寝を置いたのは、墓主の魂が墓室に留まっていると信じ、墓主が死後も不便なく日常生活を送れるようにしたもので、死者に対する尊崇を具現しつつ日常の念願と追福の意味が込められている[55]。以後『宋書』には、曹魏の文帝が先朝の遺志を継ぎ倹約を実践するため、陵上の殿屋(寝殿)を失くしたことで陵寝が途絶えたという変化が記されている[56]。

石村洞積石塚の陵上には寝殿と推定される施設があり、加えて古墳の横にも施設が発見されており、これは「権殯」に関わる祭祀施設として注目する必要がある。すなわち、石村洞１号墳の北墳東辺の「１号石槨墓」、南墳南辺の「３号石槨墓」、２号墳の南東側の「２号石槨墓」と表現される施設が埋葬儀礼に関連する場所と比定できるだろう。1975 年度報告書では、４号墳の東南側の「住居跡」についても殯所の可能性が指摘されているが[57]、復元率の高い土器が多数出土したことからみて、墳墓の築造もしくは維持・管理に使用された施設である可能性も浮上している[58]。

古墳の横で仮埋葬することを殯とするならば、火葬した人骨が発見された高句麗の積石塚の鎔石も殯に関連するであろう。山城下磚廠 36 号墳・麻線溝 2378 号墳・麻線溝 626 号墳などからは、火に焼けた瓦と石、また瓦と鎔石が凝着した状態で出土しており、火葬の痕跡と理解されている[59]。

石村洞１号墳北墳東辺の「1 号石槨墓」と南墳南辺の「３号石槨墓」

---

55 具蘭憙「渤海の古墳外廓造営物についての研究」(『韓国古代史探究』31、 2019)71~73 頁。

56 『宋書』巻 16・志 6・礼 3「至文帝黄初三年、乃詔曰、先帝躬履節倹、遺詔省約、子以述父為孝、臣以繫事為忠。古不墓祭、皆設於廟、高陵上殿屋皆毀壊、車馬還廏、衣服蔵府、以従先帝倹徳之志、及文帝自作終制。又曰、寿陵無立寝殿造園邑、自後至今、陵寝遂絶。」

57 ソウル大学校博物館『石村洞積石塚発掘調査報告－1975 年度－』(ソウル大学校出版部、1975 年)21 頁。

58 朴淳発「『高句麗の石室階段積石層と比較してみた石村洞積石塚の原型推論』討論文」(『百済初期の古墳の起源と系統』所収、漢城百済博物館、2017 年）90 頁。

59 姜賢淑「中国吉林省集安地域の高句麗王陵の構造について」(『韓国古代史研究』41、2006 年）32 頁。

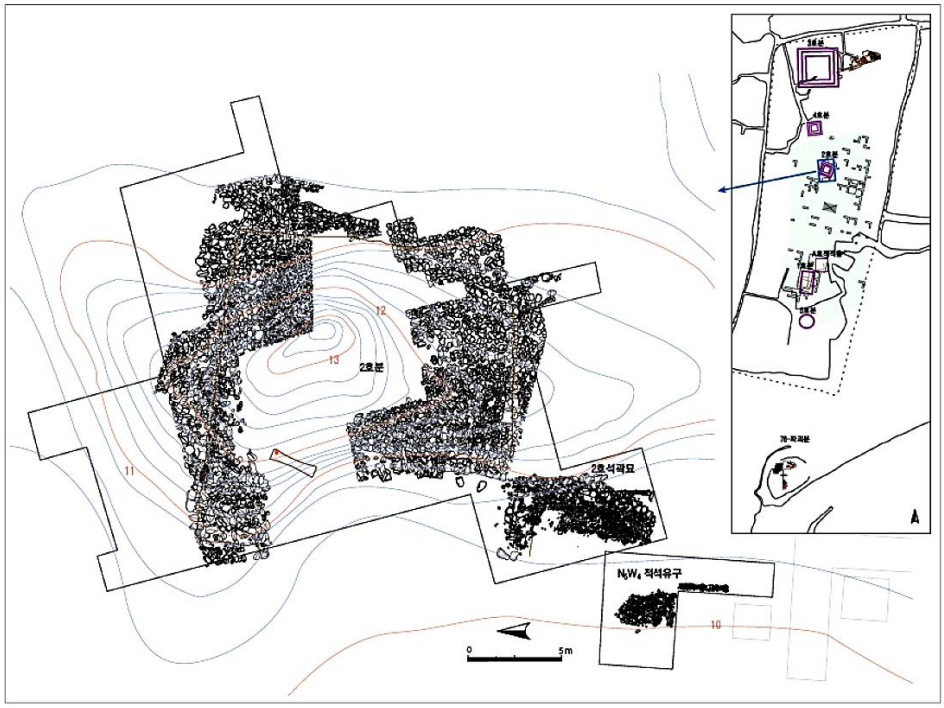

石村洞 2 号墳の南東側「２号石槨墓」

石村洞 4 号墳の東辺 C トレンチの「住居地」推定施設

こうした伝統は青銅器時代の支石墓と積石墓にも認められる。青銅器時代には、毎回火葬が行われたわけではなく、遺体を集め置き一度に火葬した後に、骨を部位別に集め別途に埋葬する揀骨火葬が行われていた[60]。このことから、石村洞積石塚でも、その周辺において殯と仮埋葬が行われたと類推できる。

最近、漢城百済博物館による石村洞古墳群の発掘調査で、石と粘土を使用し、平面方形に連続して造成された積石墓が複数確認された。それぞれの積石墓は互いに連接し、四方に拡大しながら大規模な積石塚を形成している。2019 年現在まで、連接式に造成された積石墓が 16 基、個々の積石墓を繋ぐ連接部 12 か所が確認された。そのうち、1 号・4 号・7 号積石墓の東側には、祭儀空間と判断される「埋葬儀礼部」がそれぞれ位置している。とりわけ 1 号埋葬儀礼部では、瓦・瓦当・土器・金製耳飾・金の瓔珞・金箔珠・ガラス珠・中国製青磁・鉄器をはじめ、火があてられ変形した瓦・火葬人骨・焼けた土・木炭などが集中して出土した[61]。

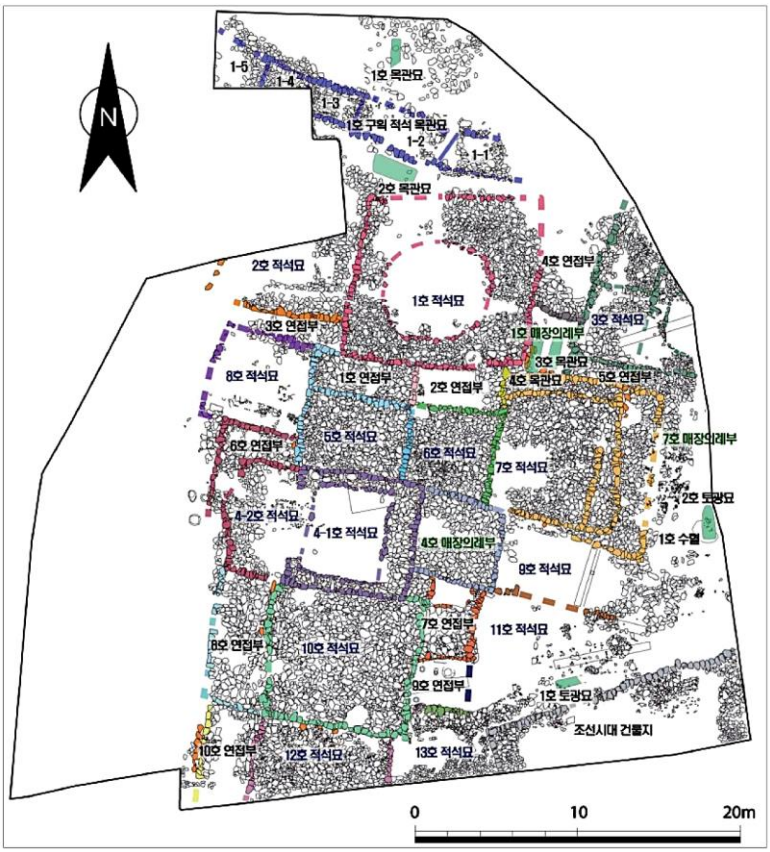

石村洞古墳群の遺構配置図(2019 年現在)

---

[60] 遼東半島と吉林省地域における青銅器時代の支石墓と積石墓は、人骨の多くが床の板石に凝着した状態で、また灰や炭が発見されている。墓室内で火葬され、火葬後に骨を部位別に集め積み上げる揀骨火葬が行われたとされる(河文植『古朝鮮の人々が眠る墓』、周留城、2016 年、326-327 頁)。

[61] 漢城百済博物館「ソウル石村洞古墳群発掘調査 現地説明会資料集」、2019 年 10 月。

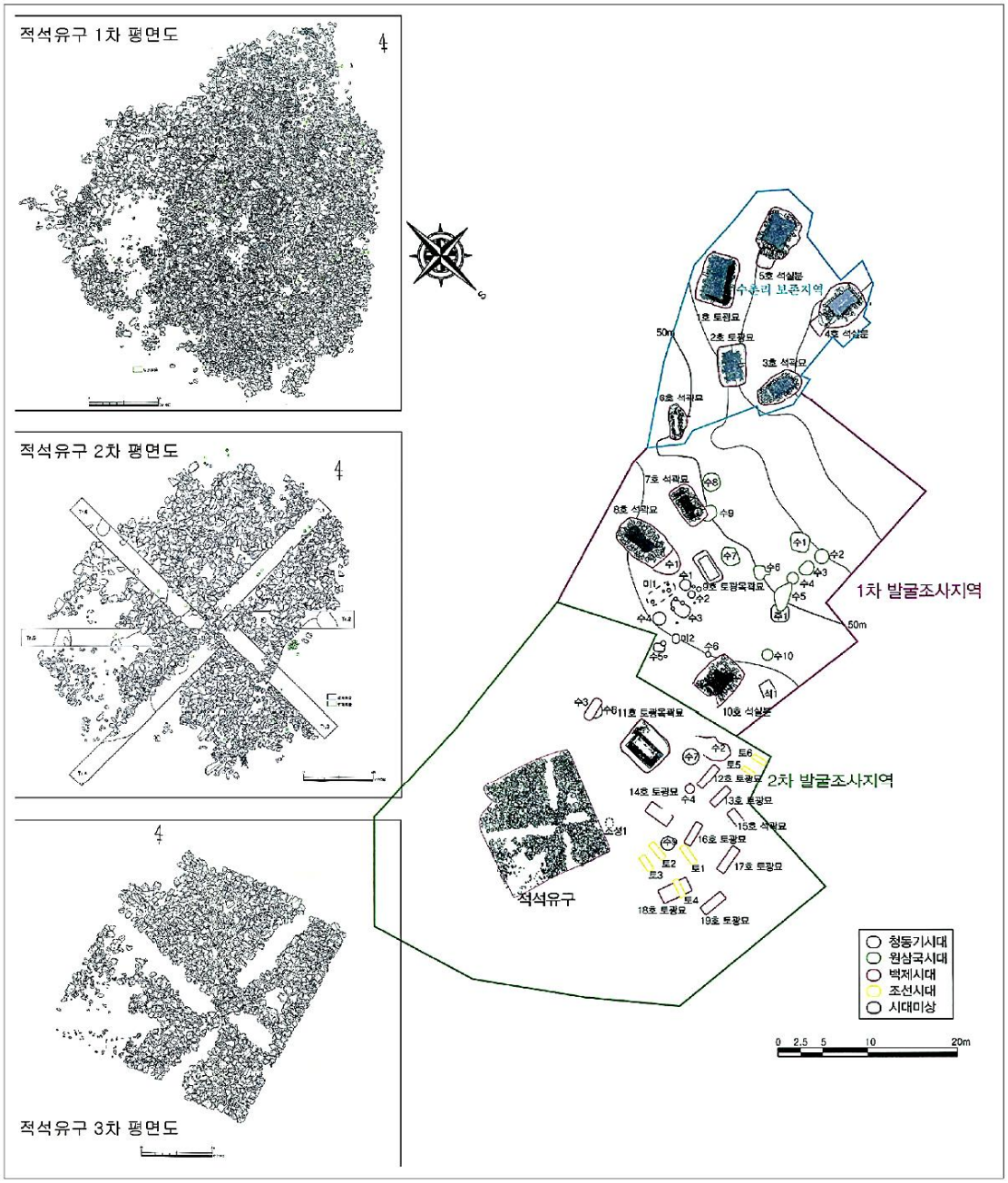

水村里古墳群の積石祭祀遺構

個々の積石墓を繋ぐ連接部、そのほとんどに「埋葬儀礼部」があり、火葬人骨と瓦などが集中して出土した。「埋葬儀礼部」には、単なる墓上の建築物というよりは、祭儀行為が繰り返し行われた小型の瓦葺建物があったと想定できよう。また、1 号積石墓の「埋葬儀礼部」、および石村洞 4 号墳の東側では瓦と瓦当が大量に出土した。このため、当地には積石墓の造営以後に行われた祭儀行為と関連する建物があり、これを西漢代の陵園に造成された祠

堂たる原廟と似た性格であったと指摘する研究がある[62]。ただ、4 世紀中盤の中国南北朝時代には、陵墓に寝殿を建てなかったので、むしろ「権殯」と関連する施設であった可能性が高いのではないか。

一方、百済漢城期に造営された公州水村里の積石遺構は、海抜 53.2m の突出丘陵の頂上部に位置しており、2003 年に発掘調査された百済古墳から西南に 40m ほど離れた場所にあたる。立地と遺構の形態、さらには長鼓形器台片と大型土器片が積石部で出土している点から、古墳祭祀で使用された祭壇施設とみられている[63]。この推定を踏まえ、百済漢城期の王室墓域として知られる石村洞の階段式積石塚も墓ではなく、祭祀を行うための祭壇であった可能性を提起した研究もある[64]。

公州宗山里 D 地区の方壇階段形積石遺構は、つとに、百済漢城期の伝統を継ぐ積石塚の墓と比定されたことがある[65]。そのほか、漢城期の最後の王である蓋鹵王の墟墓説[66]、天地祭祀に関連する遺跡とみる説や[67]、東城王 11 年に北郊で天地を合祀した際の祭壇とする説がある[68]。さらには、中国鍾山の戒壇遺構や、韓国の義城・安東・聞慶などの階段式積石塔、および日本の土塔・頭塔などと比較して、戒壇や特殊な石塔である可能性も指摘された[69]。

最近では、百済王室が熊津に遷都した後、漢城期の王への祭祀が墓で行えなくなったがゆえ、漢城期の王に対する祭祀施設を段の形態で設けたという見解が出された。そのうえで、宋山里古墳群の祭壇施設のうち、D 地区は熊津遷都直後における漢城期の王に対する段で、A 地区は武寧王の家系に関係する祭祀施設と推定された[70]。

公州郷校の裏山にあたる校村峰頂上の海抜 95m 地点は、軽部慈恩が校村里 2 号塼築墳に比定した場所である[71]。当地では石築壇が確認され、その周辺には壇の上面の床に敷いたと推定される多数の文様塼が不規則に露出していた。この場所は、北側の宋山里古墳群(海抜 86.5m)の頂上部の稜線より 9m ほど高く、宋山里古墳群をはじめ、北東側の公山城と南東側の公州市街地をみな眺望できる[72]。この地域は、校村里 3 号塼築墳と 6 号石室墳をはじめ

---

62 朴淳発、前掲論文 2017 年、135 頁。

63 忠清南道歴史文化研究院『公州水村里古墳群Ⅱ』、2014 年、154~157 頁。

64 李南奭「百済積石塚の再認識」(『漢城時代の百済の古墳文化』所収、書景文化社、2014 年)152~161 頁。

65 尹根一「公州宋山里古墳発掘調査概報」(『文化財』21、1988 年)307~336 頁。

66 趙由典「宋山里方壇階段形墓について」(『百済文化』21、1991 年)56 頁。

67 徐程錫「宋山里方壇階段形積石遺構についての検討」(『百済文化』24、1995 年)54 頁。

68 金昌錫「漢城期百済の儒教文化とその成立過程」(『郷土ソウル』65、2005 年)。

69 林永珍「公州宋山里 D 地区の積石遺構の性格」(『百済文化』48、2013 年)113~124 頁。

70 蔡美夏「百済熊津都邑期の国家祭祀―祖先祭祀を中心に―」(『公山城王宮遺跡の復原考証研究 国際学術大会資料集 古代東アジアの王宮と儀礼』所収、公州大学校博物館、2019 年)50~55 頁。

71 軽部慈恩『百済遺跡の研究』(吉川弘文館、1971 年)41~42 頁。

72 公州大学校博物館『公州校村里百済塼築墳の探索のための発掘調査概略報告書』、2018 年、13~15 頁。

とする古墳群もあるため[73]、武寧王陵と同時期に殯のような古墳祭祀に関する施設があった可能性が高い。

Ⅳ. 高句麗と百済の殯葬

E-①. 人が亡くなれば夏にはみな氷を使用する。人を殺して殉葬するのに、多い時は百人余りにもなる。手厚く葬るが、槨はあるが棺は用いない。[『魏略』は次のように記録する。その習俗は5か月間喪に服するが、長ければ長いほど栄誉だと考える。死者に祭祀を行う時には生ものと調理したものを共に用いる。喪主は速やかに葬儀を済ませたがらないが、他の人が強勧するため、常に争うことを礼節であるとした。居喪の際には、男女みな純白の服を着て、婦人は麻布で作った面衣を着け、指輪や装身具は外したから、おおよそ中国の場合と似ている。][74]

E-②. 男女が結婚すればすぐに、死後に着る壽衣を少しずつ作っておく。厚く葬り、金・銀と財宝をすべて葬礼に使い果たす。石を積み封墳を作り、松と柏を並べて植える[75]。

E-③. 葬礼の時には大きな木槨を作り、長さは約10余丈であり、片方の頭の方を開けて扉を作る。死んだばかりの者は皆そこに仮埋葬し、遺体をやっと覆うほど埋め、皮と肉が腐りきれば骨のみを取り上げ槨の中に安置する。家族みなを一つの槨に納めるが、木を刻んで生前の姿を象り、死者の数だけつくる。また瓦鑊に米を盛り、槨の扉のそばに結びかける[76]。

Eは、『三国志』に見える3世紀以前の扶余・高句麗・東沃沮の喪葬礼に関する記録である。E-①の扶余では、5か月のあいだ喪に服するが、長くなるほど栄誉であること。喪主は速やかに葬儀を済ませたがらず、他の人は無理強いし、互いに争うことを礼節としたとあり、長期間にわたって殯を行う伝統があったことをよく伝えている。E-③の東沃沮では、まず遺体を覆うほどに埋めて仮埋葬し、その後、腐敗すれば骨だけ取り出し槨に安置したという。仮埋葬の後に本葬を行う様子を記している。E-②の高句麗では、壽衣を作っておくこと、厚葬の風習、積石塚を作り周辺に松柏を植える様子を示しているが、殯や仮埋葬については読み取れない。しかし、次のFの記録から高句麗でも殯や仮埋葬が行われたことが分かる。

---

[73] 李賢淑「公州校村里の百済時代の塼室墓と石築壇施設」(『百済学報』27、2019年）160~167頁。

[74] 『三国志』巻30・魏書30・烏丸鮮卑東夷伝 夫余「其死、夏月皆用冰。殺人徇葬、多者百数。厚葬、有槨無棺。[魏略曰、其俗停喪五月、以久為栄。其祭亡者、有生有熟。喪主不欲速而他人彊之、常諍引以此為節。其居喪、男女皆純白、婦人着布面衣、去環珮大体与中国相彷彿也]。」

[75] 『三国志』巻30・魏書30・烏丸鮮卑東夷伝 高句麗「男女已嫁娶、便稍作送終之衣。厚葬、金銀財幣。尽於送死、積石為封、列種松柏、」

[76] 『三国志』巻30・魏書30・烏丸鮮卑東夷伝 東沃沮「其葬作大木槨、長十余丈、開一頭作戸。新死者皆假埋之、才使覆形、皮肉尽、乃取骨置槨中。挙家皆共一槨、刻木如生形、 隨死者為数。又有瓦鑊、置米其中、編県之於槨戸辺。」

F-①. 発歧がその言葉を聞き、恥じて後悔に勝てず、斐川に走り自ら首を刺し死んだ。罽須が悲しみ哭をしながら、その遺体を収めて草を覆い埋葬(殯)し帰った。〈中略〉秋9月、担当官庁に命じ、発歧の喪を奉迎させ、王の礼をもって斐嶺に葬った[本葬][77]。

F-②. 秋9月に王が薨じた。梨原に葬り諡号を東川王とした。国人らがその恩徳を懐い、悲しまない者はいなかった。近臣らは自殺して殉死しようとする者が多かったが、新王が礼ではないとしてこれを禁じた。葬礼日になって墓に至り自ら死ぬ者が非常に多かった。国人らが雑木(柴)を切ってその遺体に覆ってやったので、遂にその地を梨原と名付けた[78]。

F-③. □□郡信都県都郷中甘里の人であり、釈迦文仏の弟子である□□氏鎮は歴任した官職が建威将軍・国小大兄・左将軍・龍驤将軍・遼東太守・使持節・東夷校尉・幽州刺史であった。鎮は77歳で亡くなり、永楽18年(408)戊申年、朔日が辛酉である12月25日乙酉日に(墓を)完成し玉柩(霊柩)を移した(遷移)。周公が土地を相し、孔子が日を択び、武王が時間を選んだ。日付と時間の選択が等しく良かったので、葬送後、富は七世に及び、子孫は栄え、官職も日ごとに上がり位は候王に至らんことを。墓を作るのに万人の功力がかかり、日ごとに牛と羊を捕らえて、酒と肉、米は食べきれないほどである。朝食用の醤油を倉庫一つ分も保管しておいた。ここに記録して後世に伝え、この墓を訪れる者が途絶えんことを[79]。

F-①の記録からは、王族である発歧が乱を起こして自害すると、いったん遺体を草で覆い仮埋葬し、一定期間が過ぎた後に王の礼をもって本葬を行ったことが分かる。F-②によれば、東川王の死後、殉死しようとする臣下が多く、新王が禁じたにもかかわらず、葬礼日に自ら死ぬ者が多かったという。この記録を通じても、殯葬または仮埋葬の後における本葬の実施を知ることができる。すなわち東川王の死後、一定期間が経過した後の葬礼日に、殉死した者を雑木(柴)で覆い仮埋葬し、その後、正式に埋葬する本葬があったと類推できよう。

F-③「徳興里古墳墨書銘」によれば、鎮は77歳で亡くなり、永楽18年(408)12月25日に王柩(霊柩)を移し本葬した。よって具体的な日付は不明であるが、77歳の死後から408年12月25日までは殯があったことが分かり、その期間に万人の功力と十分な食料を用意

---

[77] 『三国史記』巻16・高句麗本紀4・山上王元年(197)「発歧聞之、不勝慙悔、奔至裴川、自刎死。罽須哀哭、収其屍、草葬訖而還。…秋九月、命有司、奉迎発歧之喪、以王礼葬於裴嶺。」

[78] 『三国史記』巻17・高句麗本紀5・東川王22年(248)「秋九月王薨。葬於柴原、号曰東川王。国人懐其恩徳、莫不哀傷。近臣欲自殺、以殉者衆、嗣王以為非礼、禁之。至葬日、 至墓自死者甚多。国人伐柴、以覆其屍、遂名其地曰柴原。」

[79]「徳興里古墳墨書銘(408)」「▨郡信都県都郷中甘里/ 釈加文佛弟子▨氏鎮仕/ 位建威将軍国小大兄左将軍/ 龍驤将軍遼東太守使持/ 節東夷校尉幽州刺史鎮/ 年七十七薨焉永楽十八年/ 太歳在戊申十二月辛酉朔廿五日/ 乙酉成遷移玉柩周公相地/ 孔子擇日武王選時歳使一/ 良葬送之後富及七世子孫/ 番昌仕宦日遷位至侯王/ 造萬功日煞牛羊酒宍米粲/ 不可尽掃旦食塩食一椋記/ 之後世寓寄無疆」

して墓を作ったとみられる。殯期間に墓を作ったことが窺える記録として注目できよう。

G. 父母や夫が死ねば3年のあいだ喪服を着て、他の親族は葬礼が終われば喪服を脱いだ[80]。

H-①. 死者は屋内で殯をし、3年が過ぎた後に吉日を択んで葬る。父母と夫の喪には、みな3年間服を着て、兄弟は3か月間着る。初喪には哭と泣をするが、葬礼の時には鼓を打ち舞い、風楽を奏でながら葬送する。埋葬が終わった後には、死者が生前に使っていた衣服と馬車をすべて集め墓の横に置くが、葬礼に集まった人々が争って取って帰る。鬼神を敬い淫祠が多い[81]。

H-②. 喪制は高麗の如し[82]。

H-③. 死者は棺槨におさめる。親しい人々は遺体のそばで踊り歌う。妻子と兄弟は白布で喪服をつくる。貴人は3年間外で殯をし、庶人は吉日を択んで埋葬する。葬礼には、遺体を船の上に置き、陸地からそれを引き寄せ、あるいは小さい輿を用いることもある[83]。

G『周書』の記録によると、百済で父母や夫が死ぬと3年間は喪服を着たという。ここでは三年喪を示しているが、殯については具体的に窺えない。

H-①『隋書』高麗条では、高句麗で人が死ぬと屋内で3年間の殯をしたが、吉日を選び葬ったという。先に検討したB「高乙徳墓誌」には、満2年7か月のあいだ私第(私邸)で権殯をした後、本葬されたとあった。Bは、H-①の実例といえよう。広開土王も埋葬されるまでに満23か月の殯期間があったことは、『三国史記』と「広開土王碑」をともに考証することで確かめられる[84]。

このようにみてくると、高句麗では死後の殯葬と本葬が別に存在した。殯葬と本葬の間は、

---

80 『周書』巻49・列伝41・異域上 百済「父母及夫死者、三年治服、余親、則葬訖除之。」

81 『隋書』巻81・列伝46・東夷 高麗「死者、殯於屋内、経三年、擇吉日而葬。居父母及夫之喪、服皆三年、兄弟三月。初終哭泣、葬則鼓儛作楽以送之。埋訖、悉取死者生時服玩車馬置於墓側、会葬者争取而去。敬鬼神、多淫祠。」

82 『隋書』巻81・列伝46・東夷 百済「喪制如高麗。」

83 『隋書』巻81・列伝46・東夷 倭国「死者斂以棺槨。親賓就屍歌舞。妻子兄弟以白布製服。貴人三年殯於外、庶人卜日而瘞、及葬。置屍船上陸地牽之、或以小輿。」

84 『三国史記』には広開土王が392年に即位し、22年(413)10月に死去したとある。しかし、「広開土王碑」では18歳(391年)で王位に就き、永楽22年(412)に39歳で死去、414年9月29日に山陵に葬られたと記されているので(「昊天不弔、卅有九。寔駕棄国、以甲寅年九月廿九日乙酉、遷就山陵。」)、『三国史記』の記述と1年の差異がある。碑文によれば、広開土王の喪葬礼の期間は412年10月から414年9月29日まで満23か月である。一方で、趙景徹は「広開土王碑」に見える高句麗の喪葬礼は服喪ではなく殯葬であるとし、永楽の年号を踰年称元として計算すれば、広開土王の喪葬礼は411年10月から414年9月29日まで36か月(2日不足した満35か月)の三年喪になると論じた(趙景徹「高麗広開土王代の仏教と儒教の展開様相」、『韓国古代史研究』68、2012年)。

死者との関係によって3年あるいは3か月の違いがあったことが分かる。そして、喪礼時には哭をしたが、葬礼時には鼓を打ち、舞い、風楽を奏でたという。両者には大きな差異があり、葬礼が終了した後に、物を墓の横に集め置いたという状況も伝えている。

H-②『隋書』百済条では、百済の喪制が高句麗と同一とある。H-③『隋書』倭国条には、「貴人は外で3年間の殯をする(貴人三年殯於外)」という記録があるが、これは後掲Iの百済の殯についての記録にも見え、倭では百済の影響を受けて3年間の殯を外で行ったのであろう。

I. 父母や夫の喪にはみな3年間喪服を着て、ほかの親族は葬礼が終われば喪服を脱ぐ。その葬礼もまた山中に遺体を置き、あるいは埋葬する殯を行う[85]。

I『翰苑』に引用された『括地志』は、『周書』と『隋書』を総合したような、百済での喪葬礼の記録を伝えており大いに注目される。これによれば、百済では3年間喪服を着たが、山中に遺体を置く、あるいは埋葬する殯を行った。こうした記録をあわせて考えるに、中国・高句麗・百済はみな三年喪に服したが、中国の3年が喪服を着る期間であったのに対し、高句麗と百済は 3 年間喪服を着て、殯と仮埋葬をしたことが分かる。ただし、高句麗は屋内(私邸)で殯をし、百済は山中で仮埋葬［山中 埋殯］することで殯を行った。

V．日本の殯儀礼と百済の武寧王陵

日本の歴代天皇の殯については、第41代持統天皇までの記録が載る『日本書紀』に残っている。天皇が崩御すると、王宮の南側の庭園に殯宮を建て、3か月から2年間ほど殯をした。殯の期間は蘇生を待つ期間であるが、腐敗した肉体が消滅するのを待つ期間でもあり、荒魂を和魂に昇華させ、死者と生者を鎮魂し慰労する意味も内包している。

J. 人が死ねば棺を使うが槨は使わず、土を盛り上げて墓を作る。人が死んですぐに 10 余日喪に服し、この期間は肉を食べず、喪主は泣いて哭をするが、他の人たちは酒を飲んで歌い舞う。葬礼を終えると、家族全員が水に入り沐浴し、練沐のようにする[86]。

3世紀以前の状況を伝えるJ『三国志』倭人伝では、10余日の喪に服するとある。これは、臨時の小屋(喪屋)を建て、遺体を安置した後、死んだ霊魂を蘇生させるために各種儀礼を挙行する殯の期間である。この期間は肉を食べず、喪主は悲しみ泣くが、ほかの弔問客は歌い

---

[85] 『翰苑』蕃夷部・百済 所引『括地志』「喪父母及夫、皆制服三年、余親葬訖、即除。其葬亦有置屍於山中者、亦有埋殯之者。」

[86] 『三国志』巻30・魏書30・烏丸鮮卑東夷伝 倭人「其死、有棺無槨、封土作冢。始死停喪十余日、当時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、挙家詣水中澡浴、以如練沐。」

踊り酒を飲む。葬礼を終えた家族が沐浴をするのは、不浄を払う禊浴を意味する。こうした日本の殯の伝統は、『古事記』と『日本書紀』に記録された伊耶那美命(伊奘諾尊)と伊耶那岐命(伊奘冉尊)の神話に淵源を見出せる。要点は次の通りである。

伊耶那美命が島々を産み、火の神を生むと死んでしまう。伊耶那岐命は愛する妻を子には代えられないと、四つん這いで女神の枕元から足元に行き号泣する。それでも蘇生せず、伊耶那岐命は死の世界である黄泉国に行き、伊耶那美命を現世に連れ戻そうとする。しかし、伊耶那美命は既に黄泉国の食べ物を食べてしまったため、戻ることができなかった。そこで伊耶那美命は、黄泉国の神と話し合うと言ったが出てこない。伊耶那岐命が門の中に入ってみると、女神の遺体には蛆がわき、８種の雷神が生まれていた。彼は死穢の恐怖から逃げ、禊浴をした[87]。

この神話の性格について、伊耶那岐命が向かった場所こそが殯を行った喪屋であるとし、殯所でなされる葬送儀礼が反映していると考える説がある。または、横穴式石室墳における葬礼の風習が反映した神話とする説もある[88]。おおよそ、この神話は、葬礼の全過程と対応する。<死>伊耶那美命が火の神を生み死ぬ。<誄>伊耶那岐命が妻の死を認めようとしない。<哭>伊耶那美命の枕元と足元で四つん這いになって号泣する。<殯>伊耶那岐命は妻に会いたくて、殯所もしくは黄泉国に行く。<葬>伊耶那美命は出雲国と伯伎国の境界である比婆山に埋められる。<死穢>醜く汚い国を行き来したため、不浄な部分を綺麗に洗わなければならないとした。<禊浴>筑紫日向の阿波岐原に至り禊浴をする。<祭祀>花の季節に花を供え、鼓と笛を鳴らし幡旗を掲げて装飾し、歌い踊り、伊耶那美命の魂を葬る。

K. 天若日子の妻、下照比売の泣く声が風に乗り天まで届いた。天にいた天若日子の父・天津国玉神とその妻がその声を聞いて降りて来て、悲痛に泣きながらそこに喪屋を作り、河雁は安置した遺体の頭を支え、鷺は掃除をし、翡翠は食事を作る人になり、雀は臼を舂く女になり、雉は泣く女になり、このように行うことを決めて八日八晩にわたり遊をした。このとき、阿遅志貴高日子根神が天若日子の弔問に来ると、天から降りてきた天若日子の父とその妻がみな泣きながら、「我が子は死ななかった。あなたは死なずにここにいらっしゃった。」と言って、手足にしがみつき悲痛に泣いた。このように誤ったのは、この二神の姿が酷似していたためである。これに対し、阿遅志貴高日子根神は激しく怒り、「私は愛する友を弔いに来ただけなのに、どうして私を汚らわしい死人と比べるのか」と言い、身に着けていた十掬劒を抜き、その喪屋を壊し足で蹴ってしまった[89]。

---

[87] 以上の内容は、『古事記』上巻と『日本書紀』巻１・神代上を要約したものである。

[88] 金厚蓮、前掲論文 2002 年、377~384 頁。

[89] 『古事記』上巻「故天若日子之妻、下照比賣之哭聲、与風響到天。於是在天、天若日子之父、天津国玉神、及其妻子聞而、降来哭悲、乃於其処作喪屋而、河雁為岐佐理持、鷺為掃持、翠鳥為御食人、雀為碓女、雉為哭女、如此行定而、日八日夜八夜以遊也。此時、阿遅志貴高日子根神到而、弔天若日子之喪時、

K『古事記』は、天若日子が高天原から飛んできた矢に当たって死に、天若日子の父母が地上に降りてきて喪屋を設けて殯をした記録で、殯の様相を具体的に伝えている。これによれば、喪屋の中では鳥たちに擬人化して[90]、河雁は安置した遺体の頭を支える仕事をし、鷺は掃除をし、翡翠は食事を作る人［御食人］になり、雀は臼を舂く女［碓女］になり、雉は泣く女［哭女］になり、8日間昼夜を問わず「遊」をしたという。これは殯所に遺体を安置し、死者を蘇生させる儀礼を挙行したことを意味する[91]。

飲酒・歌舞・節奏(作楽)は一語で表せば「遊」であるが、その目的は鎮魂と復活の祈願である。したがって、高句麗の古墳壁画の歌舞図・新羅の装飾土偶に象られた仮面を着け踊る人・伽耶琴を弾く人・笛を吹く人などは、葬送儀礼の様子を示していると思われる。高句麗において10人が3年毎に細布1疋を出すという遊女・遊人も、葬送儀礼に関連するものとして注目してみる必要がある[92]。「蔚州川前里書石」の原銘(525年)と追銘(539年)には、徙夫知葛文王をはじめとする亡子への恋しさと追慕が表現されているとともに、王族と同行した女人も見えており、女人の職能が作食人である点も[93]注目に値する。

『令集解』喪葬令の注釈によれば[94]、古代日本の遊部は殯に際して死霊(凶癘魂)を鎮撫す

自天降到、天若日子之父、亦其妻、皆哭云、我子者不死有祁理、我君者不死坐祁理云、取懸手足而哭悲也。其過所以者、此二柱神之容姿、甚能相似。故是以過也、於是阿遅志貴高日子根神、大怒曰、我者有愛友故弔来耳、何吾比穢死人云而、抜所御佩之十掬劒、切伏其喪屋、以足蹶離遣。」

90 韓国古代の鳥観念については、李壮雄「韓国古代の鳥(鳥類)観念の変化－神聖な鳥から現実の鳥へ－」(『韓国古代史探究』31、2019年)を参照。

91 金厚蓮、前掲論文2002年、385頁。

92 権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」(『韓国古代史研究』20、2000年)19~21頁。

93「蔚州川前里書石」原銘「作食人、栄知智壹吉干支妻、居知尸奚夫人、真宍智沙干支妻、阿兮牟弘夫人」/「蔚州川前里書石」追銘「作食人、真宍知波珍干支婦、阿兮牟呼夫人、尒夫知居伐干支婦、一利等次夫人、居礼次□干支婦、沙爻功夫人、分共作之。」

94 『令集解』喪葬令8親王一品条 遊部 古記(『令集解4普及版 国史大系』、1981年、966~967頁)「凡親王一品、方相轜車各一具。…以外葬具及遊部。…遊部者、終身勿事、 故云遊部也。釈云、以外葬具、帷帳之属皆是。遊部、隔幽顕境、鎮凶癘魂之氏也。終身勿事、故云遊部。古記云、遊部者、在大倭国高市郡、生目天皇之苗裔也。所以負遊部者、 生目天皇之蘖、円目王娶伊賀比自支和気之女為妻也。凡天皇崩時者、比自支和気等到殯所、而供奉其事、仍取其氏二人、名称祢義余比也。祢義者、負刀并持戈、余此者。持酒食并負刀、並入内供奉也。唯祢義等申辞者、輒不使知人也。後及、於長谷天皇崩時、而依〔殻＋米〕比自支和気、七日七夜不奉御食、依此阿良備多麻比岐、爾時諸国求其氏人。或人曰、円目王娶比自岐和気為妻。是王可問云、仍召問。答云、然也。召其妻問、答云、我氏死絶、妾一人在耳。即指負其事、女申云女者不便負兵供奉。仍以其事移其夫円目王、即其夫代其妻而供奉其事、依此和平給也。爾時詔自今日以後、手足毛成八束毛遊詔也。故名遊部君是也。但此條遊部、謂野中古市人歌垣之類是。古記云、注、以外葬具。謂上條注云、殯斂之事是。一云、葬具。謂相従威儀細少之物、衣垣火爐等之類是也。問遊部何人答云、見釈、穴云、遊部並従別式、謂給不之状、遊部、謂令釈云、隔幽顕境、鎮凶癘魂之氏、謂佰姓之中有人、鎮凶癘魂、是人云氏也。事細在古私記也。又其人好為鎮凶癘故、終身无事、免課役、任意遊行、故云遊部、終身課役无差科、故謂之終身勿事。」

るために歌舞奏楽し、課役が免除され、思うまま遊行したので遊部と言ったという。日本においては殯に従事する者はみな女性で、御食人・碓女・哭女などが遊部を構成した[95]。遺族の中でも、皇后や皇太后などの女性が殯宮に籠って喪に服した。

以後、日本では、殯宮で葬送歌である挽歌を詠み、追悼詞にあたる誄を奏上するなど、さまざまな鎮魂儀礼が行われた。こうした儀礼については、次の史料が参考になる。

L. 春正月乙亥朔戊子(14 日)に、天皇が崩御された。その時の歳が若干であった。新羅王は天皇が既に崩じたという知らせを聞いて、驚き悲しみ、調を乗せた船 80 隻と種々の楽人 80 人を貢上した。これらは対馬に泊まり激しく哭をし、筑紫に到着してまた激しく哭をした。難波津に着くと、みな喪服を着た。みな調物を捧げ、また種々の楽器を鳴らし、難波から京に至るまで、ある者は哭をし、ある者は舞い歌った。ついに殯宮に参与した。冬 11 月、新羅の弔問使らは喪礼を終えると帰国した[96]。

M. 秋八月乙酉朔己亥(15 日)に、天皇は病を長く患い大殿で崩御された。この時、殯宮を広瀬に建てた。(蘇我) 馬子宿祢大臣は刀を挿して弔詞を申し述べた(誄)。物部弓削守屋大連は大声で笑いながら、「猟矢で射られた雀のようだ」と言った。次に弓削守屋大連は手足を震わせながら弔詞を申し述べた。馬子宿祢大臣は笑って、「鈴をつけるべきか」と言った[97]。

L は、允恭天皇 42 年(453)に新羅から来た弔問使による殯宮での歌舞行為を示している。Mは、敏達天皇 14 年(585)に蘇我氏と物部氏が天皇の霊前で誄を申し述べた記事で、殯宮で誄(弔詞)を奉った初見史料である。 2 人の大臣による誄は、ただ弔詞を読むだけでなく、佩刀し手足を震わすなど呪術的な要素も伴いつつ奏上されている。上の史料は、生前の業績を語り諡号する中国の誄とは異なり、各氏族なりの喪葬礼として多様な姿を示している。

N-①. 夏 4 月〈中略〉この月に天皇がついに内寝で崩御された。この時の歳は若干であった。5 月に河内の古市で殯をした。秋 8 月丙子朔(1 日)に新羅が弔問使・未叱子失消らを派遣して、殯所で哀悼を表した。この月に、未叱子失消らが帰国した。

---

[95] 和田萃、前掲書 1995 年、27 頁。

[96] 『日本書紀』巻 13・允恭天皇 42 年(453)条「春正月乙亥朔戊子、天皇崩。時年若干。於是、新羅王聞天皇既崩、而驚愁之、貢上調船八十艘、及種種楽人八十。是泊対馬而大哭、到筑紫亦大哭。泊于難波津、則皆素服之。悉捧御調且張種種楽器、自難波至于京、或哭泣、或歌儛、遂参会於殯宮也。冬十一月、新羅弔使等、喪礼既闋而還之。」

[97] 『日本書紀』巻 20・敏達天皇 14 年(585)条「秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩于大殿。是時、起殯宮於広瀬。馬子宿祢大臣、佩刀而誄。物部弓削守屋大連、呀然而咲曰、 如中猟箭之雀鳥焉。次弓削守屋大連、手脚揺震而誄。馬子宿祢大臣咲曰、可懸鈴矣。」

9 月に檜隈坂合陵に葬った[98]。

N-②. 2 月辛亥朔庚午(20 日)に皇太夫人堅鹽媛を檜隈の大陵(檜隈坂合陵)に改葬した。この日、軽街で誄詞を申し述べた。第一に、安倍内臣鳥が天皇の追慕辞を申し述べ霊前に奉った。明器・明衣の種類が 1 万 5 千種であった。第二に、諸皇子が序列に従ってそれぞれ誄詞を申し述べた。第三に、中臣宮地連鳥摩侶が大臣の追慕辞を奉った。第四に、大臣が八腹臣らを率いて、境部臣摩理勢に氏姓の本について誄詞を申し述べさせた。この時、人々が「摩理勢と鳥摩侶の 2 人は誄をよく終えたが、鳥臣のみは上手くできなかった」と言った[99]。

N-①によれば、571 年 4 月に欽明天皇が崩御し、5 月に河内の古市で殯をし、9 月に檜隈坂合陵に安葬された。N-②では、その後 612 年に欽明天皇の夫人である皇太夫人堅塩媛が改葬され、檜隈の大陵(檜隈坂合陵)に葬られたとあり注目される。

ここでは、「天皇之命」「諸皇子等以次第各誄」「大臣之辞」「氏姓之本」という 4 種の誄が見えている。「諸皇子等以次第各誄」と「大臣之辞」は、それぞれの立場から死者に述べた誓約的な詞章である。「氏姓之本」は死者の出身や氏族の由来に関するもので、蘇我氏の始祖の功績と朝廷に奉仕するようになった由来を語る誄である。大臣らは自らの氏族と天皇との関係を強調しつつ、政務報告を兼ねる誄を行ったのである。

N-②によれば、皇太夫人である堅塩媛を大陵(檜隈坂合陵)に改葬した。これは、武寧王妃を[100]大墓に改葬したという「武寧王妃誌石」との比較が可能である。こうした日本の喪葬礼が、武寧王陵の喪葬礼を受容した可能性については次の記録から窺うことができる。

O-①. 秋 7 月に、「今年、大宮と大寺を造れ。百済川の横を宮の場所にせよ」と命じた。こうして、西の民は宮を建て、東の民は寺を建てた。書直県を大匠とした[101]。

O-②. 秋 10 月己丑朔丁酉(9 日)に、天皇が百済宮で崩御された。丙午(18 日)に、宮の北で殯をし、これを百済大殯という。この時、東宮開別皇子が 16 歳で誄を申し述

---

98 『日本書紀』巻 19・欽明天皇 32 年(571)条「夏四月、…是月、天皇遂崩于内寝。時年若干。五月、殯于河内古市。秋八月丙子朔、新羅遣弔使未叱子失消等、奉哀於殯。是月、 未叱子失消等罷。九月、葬于檜隈坂合陵。」

99 『日本書紀』巻 22 推古天皇 20 年(612)条「二月辛亥朔庚午、改葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵。是日、誄於軽街。第一、阿倍内臣鳥、誄天皇之命、則奠霊。明器明衣之類、万五千種也。第二、諸皇子等、以次第各誄之。第三、中臣宮地連鳥摩侶、誄大臣之辞。第四、 大臣引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誄氏姓之本矣。時人云、摩理勢鳥摩侶、二人能誄、唯鳥臣不能誄也。」

100 武寧王陵出土の銀製腕輪銘文では武寧王妃が「大夫人」と称されている。このことも、N-②の「皇太夫人」の称号と比較できる。

101 『日本書紀』巻 23・舒明天皇 11 年(639)条「秋七月、詔曰、今年、造作大宮及大寺、則以百済川側為宮処。是以、西民造宮、東民作寺。便以書直県為大匠。」

べた[102]。

O-①には、舒明天皇が 639 年に百済大宮と百済大寺を建てたとある。O-②によれば、641 年に百済宮で崩御し、宮の北で「百済大殯」を行ったという。日本では 6 世紀に百済系渡来人を介して殯と誄の儀礼を受容し完成させたから[103]、O-②は前掲 N-②の皇太夫人を大陵に改葬したという記録とあわせて、7 世紀の天皇家の喪葬礼に百済の影響が強く認められることを示す史料である。そうであるならば、当該期の日本では、武寧王陵で行われたような 3 年の殯葬をする喪葬礼を百済から受容していて、それが次第に定着し始めていたのであり、百済で行われた盛大な殯という意味で「百済大殯」と呼んだ可能性が高い[104]。

以後、天武天皇(在位 673～686)の葬礼は、後継者問題を抱える持統天皇(在位 686～697)の政治的意図を背景に実施され、686 年 9 月から 688 年 11 月まで満 2 年 2 か月間の殯が行われた。これは、武寧王と王妃の殯期間と類似し大いに注目される。もちろん、政治的意図があったため、例外的に殯の期間が長くなった事例といえるが、641 年における舒明天皇の「百済大殯」以後、盛大な百済式の殯儀礼が確実に行われた事例とも位置付けられよう。

P-①. 丙午(9 日)に、天皇は病気が癒えず正宮で崩御された。戊申(11 日)に発哭した。殯宮を南庭に建てた。辛酉(24 日)に南庭で殯をし発哀した。この時、大津皇子が皇太子（草壁皇子）に謀反しようとした。甲子(27 日)平旦(午前 4 時)に、諸々の僧尼が殯庭で発哭し退いた。この日初めて追尊し誄詞を申し述べた。〈中略〉 乙丑(28 日)に、諸々の僧尼がまた殯庭で哭した。この日、直大参布勢朝臣御主人が大政官の事に関して誄詞を申し述べた。〈中略〉 丙寅(29 日)に諸々の僧侶がまた発哀した。この日、直広肆阿倍久努朝臣麻呂が刑官の事に関して誄詞を申し述べた。〈中略〉丁卯(30 日)に僧尼が発哀した。この日、百済王の良虞が百済王の善光に代わって誄詞を申し述べた。次に、各国の国造が来た順にそれぞれ誄詞を申し述べた。種々の歌舞を演奏した[105]。

---

[102] 『日本書紀』巻 23・舒明天皇 13 年(641)条「冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百済宮。丙午、殯於宮北、是謂百済大殯。是時、東宮開別皇子、年十六而誄之。」

[103] 和田萃、前掲書 1995 年、34 頁。

[104] 「大殯」の辞書的な意味を検討し、「百済大殯」とは特定の場所ではなく、方位のみを示した殯所の建物を表現した用語であると解する研究がある（張守男「百済武寧王の殯礼の手続きについての研究」『百済研究』69、2019 年、83~86 頁)。筆者はこれを殯所の建物ではなく、百済で行われた盛大な殯儀礼と理解した。

[105] 『日本書紀』巻 29・天武天皇朱鳥元年(686) 9 月条「丙午、天皇病遂不差、崩于正宮。 戊申、始発哭。則起殯宮於南庭。辛酉、殯于南庭即発哀。当是時、大津皇子謀反於皇太子。甲子平旦、諸僧尼発哭於殯庭乃退之。是日、肇進奠、即誄之。…乙丑、諸僧尼亦哭於殯庭。是日、直大参布勢朝臣御主人誄大政官事。… 丙寅、僧尼亦発哀。是日、直広肆阿倍久努朝臣麻呂誄刑官事。…丁卯、僧尼発哀之。是日、百済王良虞代百済王善光而誄之。 次国国造等随参赴各誄之。仍奏種種歌儛。」

P-②. 春正月丙寅朔(1 日)に、皇太子が公卿と百寮を率いて殯宮に赴いて慟哭した。納言布勢朝臣御主人が誄詞を申し述べた。礼に適うものであった。誄を終え、みなが発哀した。次に僧侶が発哀した。次に奉膳紀朝臣真人らが貢物を奉った。貢物の献納を終え、膳部と采女らが発哀した。楽官が音楽を演奏した。庚午(5 日)に、皇太子が公卿・百官を率いて殯宮に赴き慟哭し、僧侶が随って発哀した。〈中略〉3 月〈中略〉甲申(20 日)に弔花(花縵)を殯宮に進上した。これを御蔭という。〈中略〉5 月甲子朔乙酉(22 日)に、皇太子が公卿と百寮を率いて殯宮に赴き慟哭した。この時、隼人である大隅・阿多の首長がそれぞれ一族を率いて、交互に出て誄詞を奉った。〈中略〉8 月壬辰朔丙申(5 日)に、殯宮に新しく収穫した穀物を奉り、これを御青飯という。丁酉(6 日)に、京の耆老と男女がみな橋の西側で慟哭した。己未(28 日)に、天皇が直大肆藤原朝臣大嶋・直大肆黄書連大伴に命じて、300 名の高僧(龍象大徳)たちを飛鳥寺に招請して、袈裟を布施した。1 人 1 領であった。「これは天武天皇の御服で縫ったものである」と仰せられた。詔詞が悲痛で、詳細に申し上げることができなかった。9 月壬戌朔庚午(9 日)に、国忌斎を京の諸寺で開いた。辛未(10 日)に、殯宮で斎を行った。甲申(23 日)に、新羅が王子の金霜林・級飡の金薩慕、および級飡の金仁述、大舎の蘇陽信らを送ってきて国政を奏請し、また調賦を献上した。この時、学問僧の智隆が随って帰国した。筑紫大宰は天皇の崩御を霜林らに告げた。この日、霜林らはみな喪服を着て、東に向って三拝し 3 回発哭した。秋 10 月辛卯朔壬子(22 日)に、皇太子が公卿と百寮、国司・国造、および百姓男女を率いて始めて大内陵を築造した[106]。

P-③. 春正月庚申朔(1 日)に、皇太子が公卿と百寮を率いて、殯宮に赴き慟哭した。辛酉(2 日)に、僧侶らが殯宮で発哀した。丁卯(8 日)に、無遮大会を薬師寺で開いた。壬午(23 日)に、新羅の金霜林などに天皇の崩御を知らせた。金霜林らが 3 回発哭した。〈中略〉冬 11 月乙卯朔戊午(4 日)に、皇太子が公卿と百寮と諸国［諸蕃］の使臣とともに、殯宮に赴き慟哭した。次に、財物を奉り楯節舞を奏した。臣僚らはそれぞれの先祖が仕えてきた状況を説明し、順番に出て誄を申し述べた。己

---

106 『日本書紀』巻 30・持統天皇元年(687)条「春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誄之、礼也。誄畢衆庶発哀、次梵衆発哀。於是、奉膳紀朝臣真人等奉奠。奠畢、膳部采女等発哀。楽官奏楽。庚午、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。梵衆随而発哀。… 三月、…甲申、以華縵進于殯宮。比曰御蔭。…五月甲子朔乙酉、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。於是、隼人大隅阿多魁帥、各領己衆、互進誄焉。…八月壬辰朔丙申、嘗于殯宮、此曰御青飯也。丁酉、京城耆老男女、皆臨慟哭於橋西。己未、天皇使直大肆藤原朝臣大嶋、直大肆黄書連大伴、請集三百竜象大徳等於飛鳥寺、奉施袈裟。人別一領。曰、此以天渟中原瀛真人天皇御服所縫作也。詔詞酸割、不可具陳。九月壬戌朔庚午、設国忌斎於京師諸寺。辛未、設斎於殯宮。甲申、新羅遣王子金霜林、級飡金薩慕、及級飡金仁述、大舎蘇陽信等、奏請国政。且献調賦。学問僧智隆附而至焉。筑紫大宰、便告天皇崩於霜林等。即日、霜林等、皆着喪服、東向三拝。三発哭焉。冬十月辛卯朔壬子、皇太子率公卿百寮人等并諸国司国造及百姓男女、始築大内陵。」

未(5 日)に、蝦夷 190 余人が調賦を担いで誄を申し述べた。乙丑(11 日)に、布勢朝臣御主人と大伴宿祢御行が交互に進み出て誄を申し述べた。直広肆当麻真人智徳が歴代天皇の即位順序について誄を申し述べた。礼に適っていた。古くはこれを日嗣といった。ついに大内陵に葬った[107]。

P は、686 年 9 月に天武天皇が崩御した後、南庭に殯宮を設け、688 年 11 月に大内陵に葬るまでの様々な儀礼を伝える。ここでの葬礼は殯宮における天皇の儀礼という次元を越えて、官僚的・国家的な規範としての喪葬礼が確立した様子を示している。

国家の公式的な喪葬礼である発哀と誄は、浄御原宮の南にある殯庭において、草壁皇太子や男性官吏たちが主導した。一方、遺族を中心とした私的な鎮魂儀礼や哀悼の挽歌といった儀礼は、天皇が生前に居住した宮に設けられた殯宮において、皇后持統天皇や後宮女性たちと哭女が主導した。すなわち、二元的な形態であった。また、皇族や官僚による政治的な追悼としての誄と、僧尼による宗教的な哀悼としての発哀(発哭)、これらも二元化されていた[108]。

殯庭では、僧尼が哭(発哀・発哭)する仏教式の葬礼、皇太子や公卿・百官らが奏上する誄、歌舞と奏楽をする殯儀礼が同時に挙行された。殯宮だけでなく仏教寺院でも、天皇の冥福を祈る斎が開かれ、殯宮に新穀を献上し哭するほか、弔花(花縵)を供える儀礼も行われた。仏教寺院では国王が施主となり、僧侶・貴賤・上下の別なく供養し布施する無遮大会が催された。諸寺では先帝を追悼し供養する国忌斎が挙行された。功徳のための追善供養として、天武天皇が生前に着ていた服で袈裟を作り、高僧 300 名に分け与えられた。

僧侶による哭の後に、皇子らと諸臣が誄を申し述べた。誄は天皇家の系譜を死者の霊前で読み上げながら生前の功徳を褒めたたえ、天皇家の限りない発展を祈願し、新たに即位する天皇への忠誠を誓う政治的な追悼儀式である。辛酉(24 日)には、南庭に設けられた殯所で、大津皇子が皇太子に謀反を起こそうとし、殯の期間は前例にないほど長くなり様々な殯宮儀礼が続いた。こうした点も、皇子らによる誄が単純な哀悼を表すのではなく、自身の皇位継承の立場を強化しようとする政治的な行為であったことを示す。

このような儀式は、朝廷の高官、諸国の国造・国司に続き、辺境の首長と外国の弔問使(新羅)によっても行われた。688 年 11 月 4 日には、皇太子が公卿・百官とともに新羅の弔問使を率いて殯宮に行き、慟哭して、財物を献上し、鎧を着て剣と楯を持ちながら踊る楯節舞を

---

[107] 『日本書紀』巻 30・持統天皇 2 年(688)条「春正月庚申朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。辛酉、梵衆発哀於殯宮。丁卯、設無遮大会於薬師寺。壬午、以天皇崩。奉宣新羅金霜林等、金霜林等、乃三発哭。…冬十一月乙卯朔戊午、皇太子率公卿百寮人等与諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉。於是、奉奠。奏楯節儛、諸臣各挙己先祖等所仕状、遞進誄焉。 己未、蝦夷百九十余人、負荷調賦而誄焉。乙丑、布勢朝臣御主人、大伴宿祢御行、遞進而誄。直広肆当麻真人智徳、奉誄皇祖等之騰極次第、礼也。古云日嗣也。畢葬于大内陵。」

[108] 金厚蓮、前掲論文 2002 年、394~403 頁。

したという。

このような殯宮の儀礼を 2 年 2 か月繰り返し、埋葬する頃に再び諸臣の誄が続いた。最後には、皇位継承と関連して、天皇との血縁関係を強調する誄を奉った。これら 3 年に及ぶ盛大な儀礼を「百済大殯」と呼んだとすれば、日本の事例は武寧王陵で行われた 3 年の喪葬礼を検討する上で大いと参考になる。

VI. 武寧王と王妃の「埋殯」の推定と泗沘期への継承

以上、高句麗と百済の喪葬礼、中国と日本の喪葬礼について検討してきた。本章では、前章までの内容を踏まえつつ、とりわけ『翰苑』所引の『括地志』に表現された「埋殯」を中心に検討することで、武寧王と王妃の喪葬礼をさらに考察する。加えて、後の時代における武寧王と王妃の喪葬礼の継承についても簡単に確認してみようと思う。

「謝鯤墓誌」

武寧王陵の埋殯(殯葬と仮埋葬)に関しては、中国南朝の東晋で仮埋葬をしつつ失地回復の意志を強固にした事例が参考になる。「謝鯤墓誌」には、東晋の名士らが中原回復の考えを抱き、仮埋葬を行ったことが示されている[109]。謝鯤は西晋の永嘉年間(307～313)に長江を渡って南下した渡江名士で、彼が死去した泰寧元年(323)は東晋成立から 7 年後にあたる。墓誌の「假葬建康縣石子岡」「舊墓在熒陽」という記述には、しばらくは南方に葬られていたものの、いずれは先祖のいる昔の墓地に戻りたいという願いが込められている。

すなわち、西晋から東晋に下った北来人は埋葬を「假葬」と理解し、日を改めて移葬することを念頭に置いていた。それゆえ、東晋の墓誌は西晋のものに比して簡単に文字を刻める磚が好まれ、墓誌の文字数も顕著に少なくしたと指摘する研究がある[110]。

これと関連するのが、武寧王が高句麗をしばしば退け[111]、漢江流域を取り戻すための努力を続けつつ、蓋鹵王との血縁を強調し[112]漢城期の王家との連結意識を強く主張したことである。武寧王陵の長い殯期

---

[109]「謝鯤墓誌」「晋故豫章内史、陳国陽夏、謝鯤幼輿。以泰寧元年(323)、十一月廿八亡。 假葬建康県石子岡、在陽大家墓東北四丈。妻中山劉氏、息尚仁祖。女真石、弟褒幼儒、 弟広幼臨、旧墓在熒陽。」

[110] 洪承賢「西晋－劉宋時期の墓誌の構成と役割」(『中国史研究』89、2014 年)53 頁。

[111] 『梁書』巻 54・列伝 48・諸夷 百済 普通 2 年(521)条「王余隆始復遣使奉表、称累破句驪、今始与通好、而百済更為強国。」

[112] 『日本書紀』巻 14・雄略天皇 5 年(461)条「夏四月、…加須利君(=蓋鹵王)則以孕婦、既嫁与軍君(=昆支)曰、我之孕婦、既当産月、若於路産、冀載一船、随至何処、速令送国。遂与辞訣、奉遣於朝。六月丙戌朔、孕婦果如加須利君言、於筑紫各羅島産兒仍名此兒曰嶋君。於是、軍君即以一船、送嶋君於国、是為武寧王。百済人呼此島曰主島也。」

間と仮埋葬は、漢城から熊津に追われてきた北来人の認識が反映されたもので、ここから武寧王と聖王の漢城回復の意志を見出せるのではないか。

武寧王陵は遺体の頭を羨道側である南向きに置いた。これは中国南朝の塼築墳でよく確認できる配置であり、玄室にいる死者が誌石を読めるようにしたものである。通常、埋葬する時は頭を北向きに置く。だが、死んでから本葬するまで、殯のために安置（仮埋葬）する時には、死者はまだ生きているものとして扱い、遺体の頭を南向きに置く。このことから、現在の武寧王陵が殯宮や仮墓であり、そのまま本葬された可能性を指摘する見解がある[113]。武寧王陵墓誌と買地券によると、居喪の場所である酉地と大墓が位置した申地は異なるため、その可能性は低い。とはいえ、武寧王陵の木棺・人骨・遺物の配置といった出土状況まで考慮すると、若干の可能性を想定することは可能であろう。その際、伽耶の殯宮に関する次の記録が示唆的である。

R. 元君(首露王)は〈中略〉献帝立安 4 年(199) 己卯 3 月 23 日に亡くなり、歳は 158 歳であった。〈中略〉遂に闕の艮方(東北)の平地に殯宮を建て、高さが 1 丈で周りは 300 歩であった。そこに葬り、首陵王廟とした。嗣子の居登王から 9 代孫の仇衡王までこの廟にまつり、毎年正月 3 日と 7 日、5 月 5 日と 8 月 5 日と 15 日を待ち、盛大で清潔な供え物を準備し、祭祀が代々行われ途絶えることはなかった。〈中略〉居登王が即位した己卯に便房を設置して以降、仇衡王末年に至る 330 年間に、廟で執り行う祭祀は変わることはなかった[114]。

R『三国遺事』駕洛国記によれば、首露王が亡くなると、闕の艮方(東北)の平地に殯宮(高さ 1 丈・周り 300 歩)が建てられ葬られた。殯宮は首陵王廟と名付けられ、嗣子である居登王から 9 代孫の仇衡王まで、みなこの廟にまつられた。すなわち、闕の艮方の平地に建てた首露王の殯宮が陵になり、加耶の始祖廟や宗廟、または古墳の祭儀が代々行われたことが分かる。

殯宮は、遺体を棺に入れてから出棺するまで、その棺を安置する宮殿のことである。R では、別の場所に葬ったという文言がないため、殯宮を墓と見做す必要があろう。殯宮は高さが 1 丈(8 尺=2.4m) とあるから、祠堂や殯所のような建物を指すのではなく封墳を指し、後の時代に墓を大きく盛土した姿を表現したものとする見解がある[115]。また、「首露王廟」とあるからには、これは墓を含む祭祀区域を指す。居登王が即位した己卯年に「便房」を設

---

113 金泰植『直説 武寧王陵』（メディチ、2016 年）286 頁。

114 『三国遺事』巻 2・紀異 2・駕洛国記「元君…以献帝立安四年己卯三月二十三日而殂落、寿一百五十八歳矣。…遂於闕之艮方平地、造立殯宮。高一丈周三百歩、而葬之号首陵王廟也。自嗣子居登王洎九代孫仇衡之享是廟、須以毎歳孟春三之日七之日仲夏重五之日仲秋初五之日十五之日、豊潔之奠、相継不絶。…自居登王即位己卯年置便房、降及仇衡朝末三百三十載之中、享廟礼曲永無違者。」

115 金泰植「金海首露王陵と許王后陵の補修過程の検討」（『韓国史論』41･42、1999 年）。

置したので、前掲 D『独断』のように、墓域には墓主の衣冠と生活用品を置いた陵寝や、祭祀用品を保管し食事を準備する建物も建てられたことが分かる。

以下では、武寧王陵の「埋殯」も天武天皇の殯(前掲 P)のように、政治的な理由で特別に長く行われたのかどうかを検討する。

Q-①. 百済王が斯我君(淳陀)を送ってきて朝貢した。別途に「以前に朝貢した使臣・麻那は百済国主の骨族ではありません。それゆえ、謹んで斯我を送り朝廷に奉仕いたします。」と表を奉った。ついに子が生まれ法師君とした。これがすなわち倭君の祖である[116]。

Q-②. 百済太子淳陀が薨じた[117]。

Q-③. 大枝山陵に葬った。皇太后の姓は和氏、諱は新笠で、正一位に追贈された乙継の娘である。母は正一位に追贈された大枝朝臣真妹である。后の先祖は百済の武寧王の息子・純陀太子から出た。〈中略〉百済の遠祖である都慕王は、河伯の娘が太陽の精気に感応して生まれ、皇太后はすなわちその後裔である。これにより、諡号を奉った[118]。

Q-④. 和朝臣は百済国の都慕王 18 世孫の武寧王から出た[119]。

Q-⑤. 癸未年(503) 8 月日、十大王の在位時、男弟王が意柴沙加宮にいる時、斯麻が長寿を祈願して、開中費直と穢人の今州利 2 人を派遣した。上銅 200 旱をもってこの鏡を作った[120]。

Q-①は、505 年、百済国王の骨族である斯我君を倭に派遣した記録で、この斯我君を淳陀と関連する人物とみることに懐疑的な意見はあるが[121]、後ろの記録から判断するに同一人物と比定してよい。Q-②は百済太子の淳陀が 513 年に死亡した記録である。Q-③によれば、桓武天皇の母・和新笠(高野新笠)の先祖は武寧王の息子・純陀太子であるという。一方の Q-④では、和朝臣の先祖は武寧王であるとする。これら史料によれば、武寧王には聖王だけでなく、太子と呼ばれた別の王子がいた。聖王は諸王子のうちの 1 人であった可能性がある。

---

116 『日本書紀』巻 16・武烈天皇 7 年(505) 4 月条「百済王遣斯我君進調。別表曰、前進調使麻那者、非百済国主之骨族也。故謹遣斯我、奉事於朝。遂有子曰法師君、是倭君之先也。」

117 『日本書紀』巻 17・継体天皇 7 年(513) 8 月戊申(26 日)条「百済太子淳陀薨。」

118 『続日本紀』巻 40・桓武天皇延暦 9 年(790)正月壬子(15 日)条「葬於大枝山陵。皇太后姓和氏、諱新笠、贈正一位乙継之女也。母贈正一位大枝朝臣真妹、后先出自百済武寧王之子純陁太子。…其百済遠祖都慕王者、河伯之女感日精而所生、皇太后即其後也。因以奉諡焉。」

119 『新撰姓氏録』左京諸蕃下・百済「和朝臣、出自百済国都慕王十八世孫武寧王也。」

120「隅田八幡画像鏡」「癸未年八月日、十大王年、男弟王在意柴沙加宮時、斯麻念長寿、 遣開中費直穢人今州利二人等。取白上同二百旱、作此竟。」

121 李根雨「桓武天皇の母系は武寧王の子孫なのか」(『韓国古代史研究』26、2002 年) 192~197 頁。

実際、日本側の史料には威徳王の時に王子・阿佐を派遣した記録があり[122]、「王興寺址舎利器銘文」にも他の史料には確認できない威徳王の亡王子が登場する[123]。すなわち、史料には登場しない王子が他にも存在したのである。こうしてみると、百済の聖王は諸王子の 1 人であり順調に王位を継承できたわけではなかったため、武寧王の殯の期間に自身の政治的位相を熱心に主張しようとした可能性がある。

『日本書紀』の欽明天皇の記録によれば、聖王の死去が 554 年 12 月で[124]、威徳王の即位が 557 年 3 月 1 日であったから[125]、武寧王を継ぐ聖王も満 27 か月の殯を経たであろう。聖王の在位時、威徳王余昌は耆老の反対を顧みずに、管山城における新羅との戦闘を主導した。聖王は息子を督励するために管山城に訪れたが、新羅真興王の伏兵に殺された。王位を継いだばかりの威徳王の政治的立場は、非常に危うかったはずである。そのため、父王である聖王の殯を通じて、自身の政治的位相を高めようと全力を傾けたであろう。威徳王が王位を捨てて出家すると宣言した背景にも、同様の理由があったと考えられる。

Q-⑤については様々な議論があるが、斯麻(武寧王)の在位時期である 503 年に、男弟王(即位前の継体天皇)に送った画像鏡と考えられている[126]。この画像鏡から、百済と日本には兄弟関係のような緊密な交流があったことが分かり、両国は喪葬礼も共有した可能性が高い。

最後に、武寧王陵に見える喪葬礼が、どのようにして泗沘期に継承されたかを検討する。中国から受容した塼築墳型式の武寧王陵は、泗沘期に完全には継承されなかった。ただし、横穴式石室墳である扶余陵山里古墳群のうち最初に造営された中下塚は、武寧王陵と似たトンネル型であり、聖王陵と推定されている。また、東下塚の床が塼石であることなど、一部は継承されている。さらに、武寧王陵では日本産の金松【高野槙…訳者注】で作った漆の木棺が使用されたが、同様の木棺が陵山里古墳群のみならず、武王陵と確実視される益山双陵の大王陵[127]でも使用されている。金松製の漆の木棺は、百済王室が独占的に用いたものと考えられる[128]。

---

122 『日本書紀』巻 22・推古天皇 5 年(597)条「夏四月丁丑朔、百済王遣王子阿佐朝貢。」

123「王興寺址舎利器銘文」「丁酉年(577) 二月十五日、百済王昌為亡王子立刹、本舎利二枚、葬時神化為三。」

124 『日本書紀』巻 19・欽明天皇 15 年(554) 12 月条「余昌謀伐新羅、耆老諫曰、天未与、 懼禍及。余昌曰、老矣。何怯也? 我事大国、有何懼也。遂入新羅国、築久陀牟羅塞。其父明王憂慮、余昌長苦行陳、久廃眠食、父慈多闕、子孝希成。乃自往迎慰労、新羅聞明王親来、悉発国中兵、断道撃破。」

125 『日本書紀』巻 19・欽明天皇 18 年(557)条「春三月庚子朔、百済王子余昌嗣立。是為威徳王。」

126 蘇鎮轍『金石文からみた百済武寧王の世界』(圓光大出版部、1994 年)。

127 イ・ソンジュン、ジョ・ジヒョン、イ・ウヨン、キム・イソク、キム・ドンホ、イ・サンジュン「益山双陵と出土人骨の性格についての研究」(『韓国考古学報』109、2018 年)。

128 金洛中「墓制と木棺を通じてみた益山双陵の意味」(『文化財』47-4、2014 年)172 頁。

このように、武寧王陵の墓の型式は完全には継承されなかったものの、その喪葬礼は継承された可能性が高い。しかし、泗沘期の王室の古墳である陵山里古墳群では副葬品の全体像が明らかではないため、喪葬礼を復元するには資料が不足している。ここでは、断片的な事例ではあるが、舎利器と鎮墓獣装飾を取り上げよう。

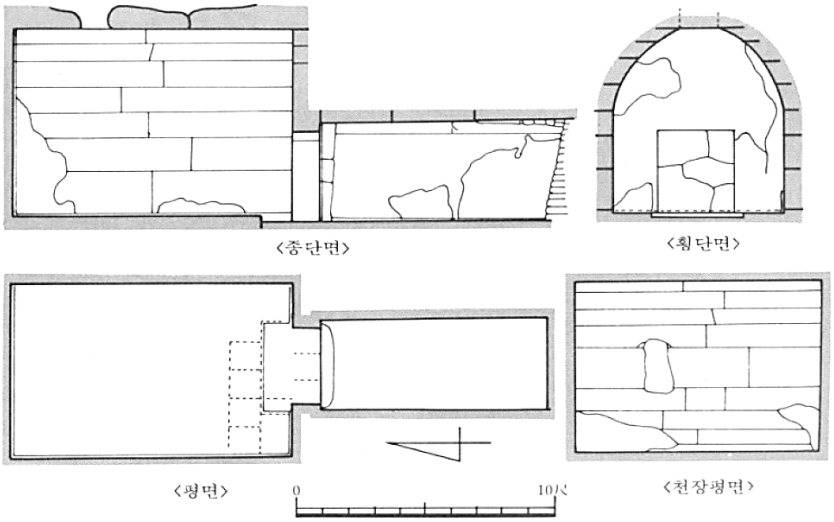

扶余陵山里中下塚の実測図

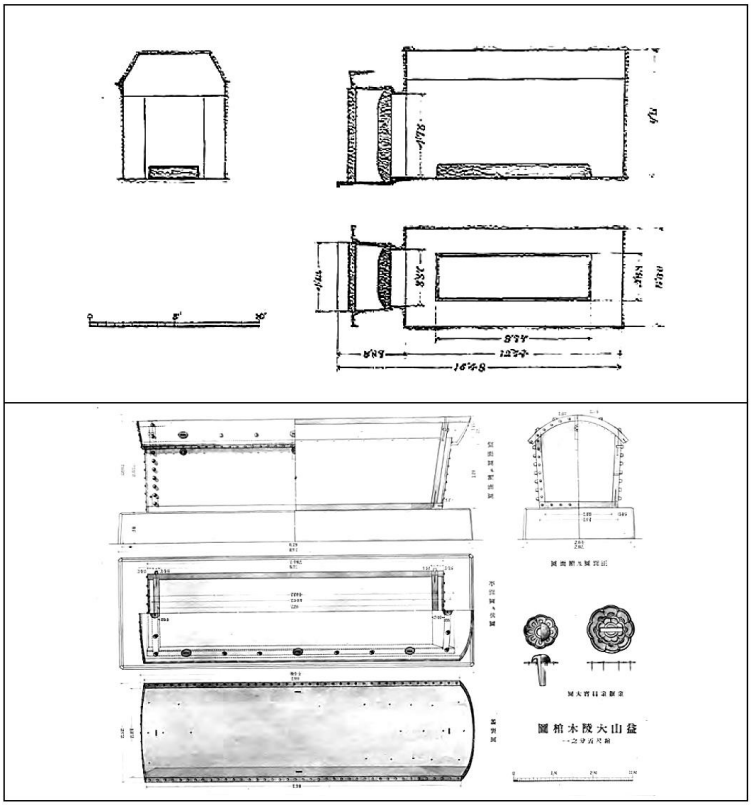

益山双陵の大王墓の石室の実測図と金松製木棺の実測図

武寧王陵の墓誌と買地券が知られて以降、泗沘期に作られた墓誌は発見されていない。だが、扶余王興寺跡の舎利器と益山弥勒寺跡の舎利奉安記のように、舎利を埋納しその来歴を記した例は発見されている。加えて、日本出土の蔵骨器に刻銘された墓誌、金属製の長方形板型墓誌(方形墓壙に火葬骨を納めた木櫃が置かれ、その木櫃底面に粘土で付けられていた)が、それぞれ王興寺跡の舎利器と益山弥勒寺跡の舎利奉安器と類似することが明らかになっている[129]。王興寺跡の舎利器は死去した王子のために埋納されたものであるから、これを通じて当時の喪葬礼の一面を追究することは可能であろう。

鎮墓獣は春秋戦国時代の楚国で誕生した。その形状については、古代の山神説・地神たる土伯説・祭祀神物説・操蛇神説・龍神説がある。西漢初期に楚国の故地で人と珍獣の形状が結合した独特な鎮墓器物が登場し、その後形状が変容していく。南北朝期の北方地域では、座台を有し、四足獣形の人獣結合形や獣形の鎮墓獣に変化した。南朝地域では、四足獣形の鎮墓獣のみが副葬される様相が普遍化し、背中に鬃毛や角形の突起が表現されている。武寧王陵の鎮墓獣には、肩と臀部の左右に刻まれた文様・背中の突起・脳天部の金属装飾・口先や身体の一部に朱漆と顔料の痕跡があり、南朝の鎮墓獣とは異なる様相をみせている。さらに南朝の鎮墓器物は、墓室内部に副葬する地下の鎮墓獣と、陵墓の神道入口の左右に配列する地上の石刻とに区別される。武寧王陵の鎮墓獣は、南朝古墳の副葬品である鎮墓獣の造形に倣いつつ、陵墓石刻の文様も組み合わせ、新しい鎮墓器物として製作されたとみる研究がある[130]。

王興寺跡出土の常平五銖錢

王興寺跡出土の鎮墓獣形佩飾

[129] 稲田奈津子、前掲論文 2018 年、226~228 頁。

[130] 金英心、前掲論文 2012 年、232~235 頁。趙胤宰「古代中国鎮墓獣の変容と武寧王陵の鎮墓獣についての再論」(『百済研究』69、2019 年)。

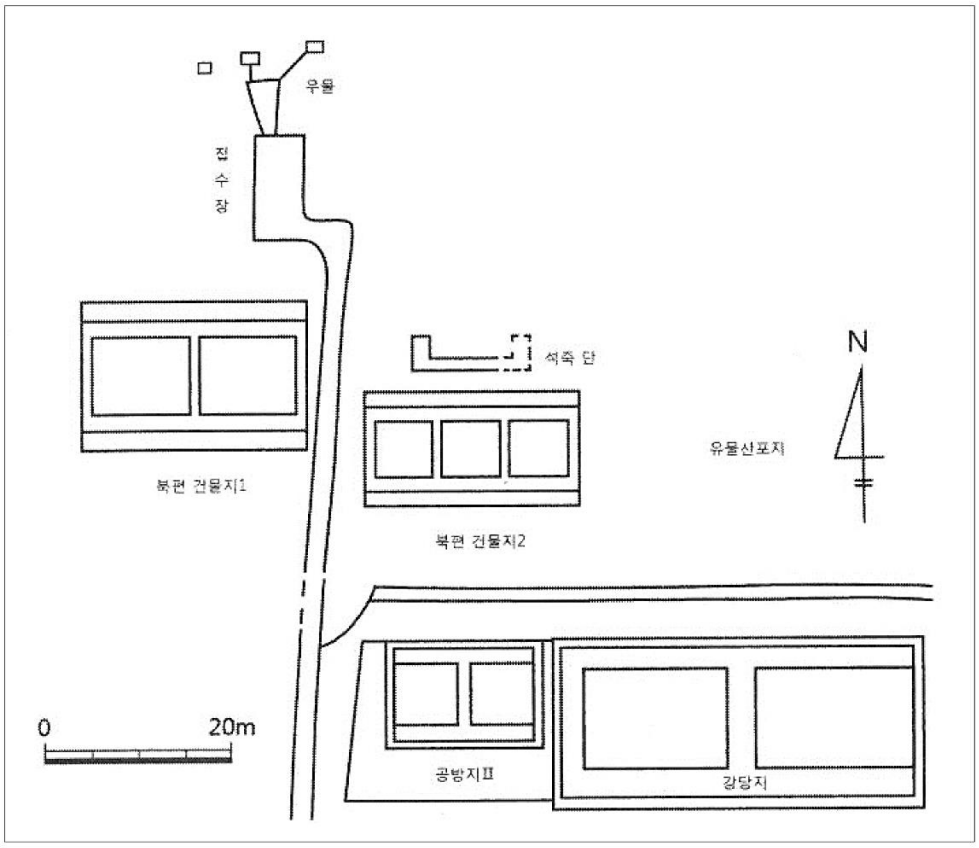

陵山里寺跡の儒教祭祀関連施設(キム・ジョンマン、2016 年)

このような鎮墓獣が泗沘期の王陵にどのように継承されたかは、資料がないため不明である。しかし、死去した王子のために舎利を埋納した王興寺跡において、副葬された鎮壇具と推定される遺物があり、そのなかに北斉(550～577)の常平五銖銭と赤い琥珀で作った鎮墓獣形佩飾が発見された[131]。鎮墓の観念が一部継承されたと判断できる。

他にも百済泗沘期の喪葬礼については、古墳ではないが、扶余陵山里古墳群に隣接する陵山里寺跡と王興寺跡の発掘成果からも一部を推定できる。陵山里寺跡については、伽藍中心部の建物群の建立時期に差異があることが先行研究で明らかにされている。まず、講堂跡とその付属建物(工房跡Ⅰ・Ⅱおよび不明建築跡Ⅰ・Ⅱ)が建立された。その後、木塔が 567 年に建立され[132]、金堂・中門・回廊が次々に建立された。また講堂跡一帯は、当初は陵墓祭祀と関連する殯殿、あるいは儒教的な喪葬礼に関連する施設が建立されたが、567 年の木塔建

[131] 金容民、金恵貞、閔庚仙「扶余王興寺址の発掘調査の成果と意義」(『木簡と文字』創刊号、2008 年)262 頁では、この鎮墓獣形佩飾を江蘇省鎮江陽彭山の東晋墓で出土した鎮墓獣と比較し、身を伏せる姿勢や穴の位置などが酷似しているとした。一方、周炅美「百済王興寺址出土の舎利荘厳具と 6 世紀東アジアの仏教文化」(『百済研究』67、2018 年)59 頁は、これを琥珀製動物形の装飾と解釈した。

[132]「百済昌王銘石造舎利龕」「百済昌王十三季太歳在 丁亥(567)、妹兄公主供養舎利。」

立の後に仏教寺院に転換したと考えられている[133]。講堂跡を最も格式が高い寄棟重層の荘厳な寝殿建築と比定しつつ、その後方の北辺の建物跡２は小型の殯殿施設に推定する見解も提起された[134]。陵山里寺跡は聖王を追福するための陵寺とみるのが一般的であるが[135]、筆者は五帝に対する祭祀と聖王を配位する五郊迎氣祭に関連する仏教寺院であると指摘したことがある[136]。

また、扶余王興寺跡の発掘調査でも、陵山里寺跡における祭祀儀礼のための付属建物跡(不明建物跡Ⅱ・工房跡Ⅰ)に相似する建物配置が確認された。そのため、王興寺跡の建物もまた、始めは死去した王子のための殯殿として建立され、王興寺の造営後にも祭儀空間(祠堂)として使用されたという見解が出されている[137]。すなわち泗沘期にも、古墳と近接する場所において、仏教式に変容した殯をはじめ、さまざまな喪葬礼が行われたと推定できよう。

Ⅶ. おわりに

以上、武寧王と王妃の喪葬礼について、墓誌石と文献史料を中心として、古墳などの若干の考古学的成果を活用しつつ、その概要を考察してきた。従来、武寧王と武寧王妃の喪葬礼は満 27 か月で、これは服喪期間かつ殯の期間でもあり、百済の特質として論じられてきた。ところが近年は、武寧王陵の墓制と副葬品がほぼ中国的であることから、喪葬礼まで完全に中国的であったという見解が提起されている。

しかし筆者は、百済地域の石槨墓が従来の木棺墓と木槨墓の葬法が残存した状態で、墓の構造のみを横口式、材料だけを石に変えた事例が多い点に着目した。その結果、墓の築造工法と副葬品が中国式に変わったとしても、喪葬礼まですぐに中国式になったとみるのは問題があると考える。加えて、武寧王陵と同時期かつ近隣の喪葬礼、なかでも百済特有の殯と仮埋葬に焦点を置いて検討してみた。特に、『翰苑』所引の『括地志』に記された「山中埋殯」こそ、百済の喪葬礼の特徴をよく示していることを指摘した。さらに『日本書紀』の「百済大殯」の記録から、百済の埋殯を断片的にではあるが復原してみた。

今後、武寧王陵の喪葬礼の実態をより具体的に明らかにするためには、埋納された遺物と

---

133 李炳鎬「扶余陵山里寺址の伽藍中心部の変遷過程」(『韓国史研究』143、2008 年)38~61 頁。

134 韓国伝統文化学校考古学研究所・扶余郡『扶余陵山里寺址 第 9 次発掘調査報告書』、2010 年、300 頁。金鐘萬「扶余陵山里寺址発見の新要素」(『先史と古代』48、2016 年) 33~45 頁。

135 金相鉉「百済威徳王の父王のための追福と夢殿観音」(『韓国古代史研究』15、1999 年)。一方で、陵山里寺の木塔跡で出土した「昌王銘石造舎利龕銘文」は、丁亥年(567)に妹兄公主が舎利を供養したことを明らかにしているだけで、先王を追福する目的が言及されていないから、陵山里寺木塔の建立が聖王を追福するためと考えるには直接的な根拠がないという見解も出されている(李在晥「扶余陵山里寺址遺跡出土の木簡および削屑」『木簡と文字』12、2014 年)124 頁。

136 李壮雄「百済泗沘期の五帝祭祀と陵山里寺址」(『百済文化』42、2010 年)。

137 ジョン・ソンモク「扶余王興寺址の最近の発掘調査成果」(『百済泗沘都城の仏教寺院』国立扶余文化財研究所・韓国古代学会 国際学術大会資料集、2015 年) 189～191 頁。

その配置方法に込められた意味なども綿密に分析する必要がある。それを通じて、喪葬礼の意味を解明する努力を続けていかなければならない。

【参考文献】

１、史料

『三国史記』　『三国遺事』
『礼記』『独断』
『後漢書』『三国志』『晋書』『宋書』『梁書』『周書』『隋書』『翰苑』
『古事記』『日本書紀』『続日本紀』『新撰姓氏錄』『令集解』
「武寧王陵 誌石(王)」「武寧王陵 誌石(王妃)」「武寧王陵 買地券」
「王興寺址 舍利器 銘文」「百濟昌王銘 石造舍利龕」
「徳興里古墳墨書銘」「蔚州 川前里 書石」「隅田八幡画像鏡」
「謝鯤墓誌」
「大周冠軍大將軍行左清道率府頻陽折衝都尉高乙德墓誌并序(高乙德墓誌)」
「大唐故右衛左中侯上柱国任(明)府君墓誌」「大唐故雅州名山縣尉王(大義)府君墓誌」

２、著書

姜元杓『百済の喪葬儀礼の研究―古墳埋葬プロセスを中心に―』(高麗大学校博士学位論文、2016 年)。
軽部慈恩『百済遺跡の研究』(吉川弘文館、1971 年)。
公州大学校博物館『公州校村里百済塼築墳の探索のための発掘調査概略報告書』、2018 年。
国立公州博物館･(株)現代建設『艇止山』、1999 年。
権五栄『東アジア文明交流史の光 武寧王陵』(トルペゲ、2005 年)。
金泰植『直説 武寧王陵』(メディチ、2016 年)。
巫鴻（訳：金秉駿）『瞬間と永遠』(アカネット、2001 年)。
ソウル大学校博物館『石村洞積石塚発掘調査報告－1975 年度－』(ソウル大学校出版部、1975 年)
蘇鎮轍『金石文からみた百済武寧王の世界』(圓光大出版部、1994 年)。
楊寛（訳：張寅成・任大熙）『中国歴代の陵寝制度』(書景文化社、2005 年)。
梁正錫『韓国古代の正殿の系譜と都城制』(書景文化社、2008 年)。
李南奭『(済･羅会盟址)就利山』(公州大学校博物館･忠清南道公州市、1998 年)。
李南奭『漢城時代の百済の古墳文化』(書景文化社、2014 年)。
文化公報部 文化財管理局, 『武寧王陵 發掘調査報告書『, 三和出版社, 1973.
千寛宇『古朝鮮史･三韓史研究』(一潮閣、1989 年) 1989 年。
忠清南道歴史文化研究院『公州水村里古墳群Ⅱ』、2014 年。

河文植『古朝鮮の人々が眠る墓』（周留城、2016 年）。
韓国伝統文化学校考古学研究所・扶余郡『扶余陵山里寺址 第 9 次発掘調査報告書』、2010 年。
漢城百済博物館「ソウル石村洞古墳群発掘調査 現地説明会資料集」、2019 年。
黄曉芬（訳：金龍星）『漢代の墓とその祭祀の起源』（学研文化社、2006 年）。

３、論文

姜賢淑「中国吉林省集安地域の高句麗王陵の構造について」(『韓国古代史研究』41、2006 年)。
姜賢淑「高句麗の石室階段積石塚と比較してみた石村洞積石塚の原型推論」（『百済初期の古墳の起源と系統』所収、漢城百済博物館、2017 年）。
具蘭憙「渤海の古墳外廓造営物についての研究」(『韓国古代史探究』31、 2019)。
権五栄「古代韓国の喪葬儀礼」（『韓国古代史研究』20、2000 年）。
権五栄「喪葬制を中心とした武寧王陵と南朝墓の比較」(『百済文化』31、2002 年)。
金容天「後漢時代の廟議と宗法観念」（『中国古中世史研究』17、2007 年）。
金昌錫「漢城期百済の儒教文化とその成立過程」（『郷土ソウル』65、2005 年）。
金吉植「氷庫を通じてみた公州艇止山遺跡の性格」(『考古学誌』12、2001 年)。
金洛中「墓制と木棺を通じてみた益山双陵の意味」(『文化財』47-4、2014 年)。
金相鉉「百済威徳王の父王のための追福と夢殿観音」(『韓国古代史研究』15、1999 年)。
金栄官「百済武寧王陵出土誌石と買地券の判読再考」(『韓国古代史探究』30、2018 年)。
金英心「武寧王陵に具現された道教的世界観」(『韓国思想史学』40、2012 年)。
金容民、金恵貞、閔庚仙「扶余王興寺跡の発掘調査の成果と意義」(『木簡と文字』創刊号、2008 年)。
金龍星「百済後期の陵墓と陵園の特性」(『文化財』47-2、2014 年)。
金一権「百済の暦法制度と干支暦日の問題についての考察」(『百済文化史大系 11 百済の社会経済と科学技術』所収、忠南歴史文化研究院、2007 年)。
金一権「武寧王陵墓誌石の大明暦使用の問題と『百済本紀』日食記録の暦日についての再検討」（『百済学報』26、2018 年）。
金鐘萬「扶余陵山里寺址発見の新要素」（『先史と古代』48、2016 年）。
キム・ジンソン「嶺南地域における木棺墓の腰坑の研究」(啓明大学校歴史考古学科碩士学位論文、2016 年)。
金泰植「金海首露王陵と許王后陵の補修過程の検討」（『韓国史論』41･42、ソウル大国史学科、1999 年）。
金泰植「百済武寧王陵の『登冠大墓』再考」(『CHINA 研究』7、2009 年)。
金厚蓮「古代日本人の葬送儀礼」(『比較民俗学』23、2002)。
朴淳発「『高句麗の石室階段積石層と比較してみた石村洞積石塚の原型推論』討論文」（『百済初期の古墳の起源と系統』所収、漢城百済博物館、2017 年）。

朴淳発「百済漢城期の都城と墓域の問題」(『百済学研究叢書 争点百済史 10 漢城百済史の再考』所収、漢城百済博物館、2017 年)。
徐程錫「宋山里方壇階段形積石遺構についての検討」(『百済文化』24、1995 年)。
梁銀景「陵寝制度を通じてみた高句麗・百済陵寺の性格と特徴」(『高句麗渤海研究』47、2013 年)。
尹根一「公州宋山里古墳発掘調査概報」(『文化財』21、1988 年)。
李根雨「桓武天皇の母系は武寧王の子孫なのか」(『韓国古代史研究』26、2002 年)。
稲田奈津子「日本古代墓誌と韓国、そして武寧王陵誌石」(『百済学報』26、2018 年)。
李南奭・李賢淑「百済の喪葬儀礼の研究―錦江流域の喪葬儀礼遺跡の意味―」(『百済文化』54、2016 年)。
李炳鎬「扶余陵山里寺址の伽藍中心部の変遷過程」(『韓国史研究』143、2008 年)。
李炳鎬「熊津・泗沘期百済王室の祖先祭祀の変遷」(『先史と古代』55、2018 年)。
イ・ソンジュン、ジョ・ジヒョン、イ・ウヨン、キム・イソク、キム・ドンホ、イ・サンジュン「益山双陵と出土人骨の性格についての研究」(『韓国考古学報』109、2018 年)。
李壮雄「百済泗沘期の五帝祭祀と陵山里寺址」(『百済文化』42、2010 年)。
李壮雄「百済熊津期の『建邦之神』祭祀と聖王代の儒教式天観念」(『韓国古代史探究』26、2017 年)。
李壮雄「韓国古代の鳥(鳥類)観念の変化－神聖な鳥から現実の鳥へ－」(『韓国古代史探究』31、2019 年)。
李在晥「扶余陵山里寺址遺跡出土の木簡および削屑」(『木簡と文字』12、2014 年)。
李賢淑「公州校村里の百済時代の塼室墓と石築壇施設」(『百済学報』27、2019 年)。
林永珍「公州宋山里 D 地区の積石遺構の性格」(『百済文化』48、2013 年)。
任昌淳「買地券に対する考察」(『武寧王陵 発掘調査報告書』、文化公報部文化財管理局、1973 年)。
張守男「武寧王陵 買地券の起源と受用背景」(『百済研究』54、2011 年)。
張守男「百済武寧王の殯礼の手続きについての研究」(『百済研究』69、2019 年)。
田中良之「殯再考」(『福岡大学考古学論集』所収、小田富士雄先生退職記念事業会、2004 年)。
ジョン・ソンモク「扶余王興寺址の最近の発掘調査成果」(『百済泗沘都城の仏教寺院』国立扶余文化財研究所・韓国古代学会 国際学術大会資料集、2015 年)。
趙景徹「高麗広開土王代の仏教と儒教の展開様相」(『韓国古代史研究』68、2012 年)。
趙由典「宋山里方壇階段形墓について」(『百済文化』21、1991 年)。
趙胤宰「古代中国鎮墓獣の変容と武寧王陵の鎮墓獣についての再論」(『百済研究』69、2019 年)。
周炅美「百済王興寺址出土の舎利荘厳具と 6 世紀東アジアの仏教文化」(『百済研究』67、2018 年)。
蔡美夏「百済熊津都邑期の国家祭祀―祖先祭祀を中心に―」(『公山城王宮遺跡の復原考証研

究 国際学術大会資料集 古代東アジアの王宮と儀礼』所収、公州大学校博物館、2019 年)。
千寛宇「三韓考 3 部－三韓の国家形成－」(『韓国学報』2･3、1976 年)。
崔珉熙「武寧王陵墓誌石に使用された暦法と喪葬礼の期間」(『百済研究』67、2018 年)。
洪承賢「西晋－劉宋時期の墓誌の構成と役割」(『中国史研究』89、2014 年)。
和田萃「殯の基礎的考察」(『日本古代の儀礼と祭祀･信仰 上』所収、塙書房、1995 年)。

＊本稿は、漢城百済博物館が主催した第 15 回・争点百済史学術会「武寧王陵再考」(2019 年 10 月 24 日) で発表した要旨を修正・補完したものである。

原載：『韓国古代史探究』第 33 輯、韓国古代史探究学会、2019 年。

翻訳：村上菜菜